

小値賀町議会第四回定例会は、平成十七年十二月十九日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員

十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加

藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山

一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
治

輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教育長	総務課長	財政課長	住民課長	産業振興課長	産業振興課専門幹	建設課長	診療所事務長	空港管理事務所長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長
山田	三浦	神川	巖充	大黒	西村	谷良	筒井	松本	中村	吉元	平野	西野	熊脇	松永
憲道	清敏	清敏	充也	泰三	久一	良一	英敏	充司	敏章	信之	久之	浩三	一也	一誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 升

永 水

清 裕

美 司

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成十七年十二月十九日（月曜日）

午前十時零分

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（松永勇治議員・岩坪義光議員）
- 第二 会 期 決 定
- 第三 行 政 報 告
- 第四 一 般 質 問
- 第五 議案第六八号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
- 第六 議案第六九号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
- 第七 議案第七〇号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
- 第八 議案第七一号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について
- 第九 議案第七二号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更について
- 第十 議案第七三号 長崎県市町村土地開発公社定款の変更について
- 第十一 議案第七四号 佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更について

- 第十二 議案第七五号 佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更について
- 第十三 議案第七六号 小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案
- 第十四 議案第七七号 小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第十五 議案第七八号 小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第十六 議案第七九号 小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第十七 議案第七九号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

午前十時零分開会

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十七年小値賀町議会第四回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、六番・松永勇治議員、七番・岩坪義光議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から十二月二十日までの二日間に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から十二月二十日までの二日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長（山田憲道） おはようございます。

町 長

本日、ここに、平成十七年小値賀町議会第四回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について、ご報告申し上げますと共に、当面する諸問題について所信を申し述べたいと思います。

総務課関係について申し上げます。

本年度計画しておりました総合行政システムのリリースにおきましては、九月下旬より新システムにより稼働いたしました。従来、電算により行っていた財務システムについては各パソコンで操作が可能となり、イントラネットと共有化した効率的なシステムとして活用されています。

次に、地域活性化打開策の一環として、町外に在住している小値賀出身者の代表を「町外議員」として、町民の代表、議会の方々や行政の執行部により自由討論による「小値賀ふるさと議会」を開催いたしました。町外議員の皆様からは小値賀の将来について様々な提言やアドバイスをいただくことができました。今回は初めての試みでしたが、町外在住の皆さんと小値賀町民との連携が再確認できたのではないかと考えております。今後もふるさと議会を開催し、小値賀再生への具体的な施策の策定に大いに参画してもらいたいと思っております。

十一月二十六日から二十七日の二日間、東京池袋サンシャインシティで開催されました『島の祭典』「アイランダー二〇〇五」に本町職員も大勢参加いたしました。アイランダーは、島で生活する人、島を愛する人、島の発展を応援する人という意味合いのもとに、離島地域の活性化を図る目的で行われるイベントで、今回も全国百四十あまりの島々からの参加となり様々な島ブース出展があり、一万人を超える来場者があっております。本町も特産品を販売し、ブースでの情報発信や試食コーナーでのメロン等の試食会等「おぢか」の魅力を大いにアピールしてきております。

空港関係について申し上げます。

十八年三月の航空路線の廃止決定に伴い、ターミナルビル株式会社の解散については県と協議し、解散の手続きを進めております。ターミナルビル株式会社の解散については、会社の解散、出資金、建物譲渡などについて、株主の同意が必要であり、その旨を説明して廻りました。今後は、株主総会において解散を承諾していただき、解散後、早急に精算業務に入りたいと考えております。ターミナルビルの建物については、町への無償譲渡が考えられておりますので、町で譲受したいと

思っております。

また、空港の利活用については、十八年度に県、町及び関係者からなる「利活用検討会」を設置し、定期航空路線廃止後の空港の利活用について検討するため、所要の手続きが進められます。空港の管理運営につきましては、定期路線が廃止されることから、基本的には県の直轄管理とし、管理に係る経費は県負担となりますが、十八年度は必要最小限の管理を行うこととし、その業務については町に委託したいとのことであります。

住民課関係について申し上げます。

福祉班関係では、援護業務として、戦没者等の遺族に対する十年に一度の特別弔慰金の請求手続事務を行い、現在までに百五十三名の遺族が手続きを完了いたしております。また、「障害者自立支援法」の改正に伴い、知的・身体・精神の三障害を一元化することになります。今後の福祉保健業務にさまざまな変化が出てくると思われませんが、情報の収集に努めているところでございます。介護保険制度の大きな改正を控えた中で、第三期の介護保険事業計画を、十七年度中策定に向けて現在作業中です。

保健班関係では、インフルエンザ予防接種を、十一月八日から十二月六日まで八回行いました。大流行というニュースが流れる中での予防接種のためか、町民のほぼ半分に相当する千七百名の方が受けておられます。日頃の運動習慣を身に付けるきっかけになればということ、十月から半年間の予定で、週一回の運動教室を始めました。三十五名の方が参加され、町民体育館のジムなどを活用して、夜間の二時間ほどストレッチ、サーキットトレーニング、筋肉トレーニングなどを実施しています。

環境班関係では、自動車リサイクル法に基づく島外搬出が始まり、十月に十五台をリサイクルいたしました。海上運搬経費として、普通車一台あたり五千円の八割相当を補助いたしております。

産業振興課関係について申し上げます。

農林班関係では、十一月九日、沖縄県那覇市で行われた第五十六回九州地区緑化推進大会において、本町における永年の松林緑化推進の功績が認められ、九州地区緑化推進協議会から表彰状、社団法人国土緑化推進機構から感謝状が贈呈されました。大会において緑化功労体験として、「松林が受け継がれる豊かな島」と題し、町の松林が守られてきた歴史や、今後の取り組み等を発表しました。

恒例の第二十一回ふるさと産業まつり&ふれあい広場を、十一月二十日開催しました。その前日の十九日に行われた農水産物品評会においては、従来からの農産物に加え、水産加工品の部に九点、家庭菜園の部に一点の出品がありました。出品点数は少なかつたものの、今後の地産地消の推進に一層の励みがつくものと期待されます。今年も昨年に引き続き手作りのイベント等や、また絶好の天候にも恵まれ、盛会裏に終了することができました。

十二月子牛せり市は、十二月五日開設予定でありましたが、この冬一番の寒気による強風でフェリーが欠航となり、一日遅れて六日に行われました。今回は、雌五十六頭、去勢八十七頭の、合計百四十三頭が上場され、平均価格で雌四十万六千二百九十四円、去勢五十二万一千五百九十七円、平均四十七万六千四百四十三円で、九月せり市と比較し、七千八百三十九円の高値となりました。

水産班関係では、漁協の経営環境の厳しさが増し、経営の健全性をこれまで以上に求めた漁業組合合併促進法等の改正が行われ、業務の高度化、専門化に対応し、適切なリスク管理を行う業務執行体制の確立が組合に求められています。経営基盤の強化が組合に求められていることで、宇久町漁協及び小値賀町漁協それぞれの役員会で、組合の将来についての協議がなされました。その中で、漁協合併を推進していくことが決議され、組合員へ漁協合併の趣旨を説明し、九月末から宇久・小値賀町地区漁業協同組合合併研究会を立ち上げ、行政区を越えた合併に宇久・小値賀町の漁協が現在取り組んでおります。商工観光班関係では、近年、国内観光地や観光施設の苦戦が続く中で、「体験型観光」への注目や取り組みが全国各地で活発となってきました。農山漁村では余暇活動に対する都市住民のニーズに対応した、体験型観光を推進することが、地域を活性化させるための取り組みとして重要視されてきております。その内容は、農作業体験、漁業体験による都市住民との交流や各地域での豊富な海、山、里の幸などの地元食材を活用した郷土料理や民泊などであり、グリーン（ブルー）ツーリズムによる地域活性化事例が多く見られるようになってきました。先般の、小値賀ふるさと議会でも、小値賀の魅力を生かした体験型観光の重要性について提言をいただいたところでありました。幸いに小値賀町はほぼ全域を西海国立公園に指定されている優れた自然を有しており、その豊かな自然を活用した体験型観光、小値賀の農業・漁業・自然環境を舞台とした、都市部住民との交流を通しての地域活性化を図るべく、小値賀独自の「アイランド・ツーリズム」を推進していくこととしております。そこで、小値賀町の特色を活かしたアイランド・ツーリズムの推進母体となる「小値賀町アイランド・ツーリズム推進協議会」を、去る十一月二十二日に、関係機関や関係業者などのご理解を得て設立いたしました。この協議会は、

アイランド・ツーリズムを推進するため、地域活動の主体となる実践者（町民）と町を始めとする各支援者が研鑽を深め、相互の連携を図りながら、多様な農村漁業体験等や地域の情報発信を行うことにより、農山漁村地域の活性化に寄与することを目的としております。運営は、町、農協、漁協、商工会、担い手公社、島の自然学校、その他関係機関が連携して行うこととしております。本年度は組織の立ち上げと研修を行うこととし、総会にあわせて環境省、並びに財団法人日本交通公社からアドバイザーの派遣を受け、記念講演（研修）会を開催いたしました。十二月十三日には、日本観光協会からの派遣事業として、農業・漁業・商業の関係者や観光職種従事者などを対象に研修会を開催しました。今後、小値賀がもつ魅力共有したいとする都市生活者からのニーズに応えていきながら、体験を受け入れる実践者にとって、多様な所得機会の創出による経済的な効果に加え、小値賀のもつ価値の再発見・暮らしの再発見等、農林漁業者自身の心の豊かさが得られるよう努めていきたいと思えます。

日本全国の島にある自然や人、暮らしを紹介するテレビ取材が九月二十六日から十月一日にかけて行われ、衛星放送BS日テレ「島旅」の一時番組組において、二週続けて全国放送されました。小値賀の観光名所はもちろんのこと、ブランド化している値賀咲の紹介や、野崎ダムにより農業経営が変わったメロンやブロッコリー栽培、小値賀牛が育まれていく姿など島の暮らしがより良く映し出されておりました。その他に納島でのピーナッツ作業、あわび館ではあわびと真珠、更に地元産品を使った郷土料理など、様々な特産品等の紹介などがなされ、さすがハイビジョンだけあってとても綺麗でした。また、新たな取り組みとして小値賀焼きと海工房の貝細工も取り上げられ、将来への展望が見える内容のものでした。今後もマスメディアを活用した情報発信を積極的に展開して、小値賀の魅力を伝えていければと考えております。

また、去る十一月二十八日には、ながさき県北観光協議会の観光PR事業の一環として、雑誌取材「船の旅」がありました。今回は、小値賀取材の前後に佐世保や平戸の海産物料理、並びに歴史と焼き物が組まれていたため、他と違う特色を出す必要があります。納島特産のピーナッツの紹介と、その農作業体験をPRしました。体験メニュー・コースとして実施している成果を得ましたので、今後の展開につなげていきたいと思えます。

じげもん推進班では、まず、地元農水産物のブランド化と流通対策事業の一環として、十一月一日、東京新宿を基点に、東京都・神奈川県に二十五店舗を展開する小田急電鉄系列の高級スーパー『小田急OX』からバイヤーが来町され、長崎県物産流通課及び県北農業改良普及センターの職員と、当町から園芸部会の役員をはじめ、農協、役場の担当者が参加し、小

値賀メロンの栽培状況を視察後、商談会を開催いたしました。商談の結果、十一月二十三日に十ケース配送したのを皮切りに、その後、週二回、二十五ケースを『小田急O X』へ配送しており、お客様からも好評をいただいております。

また、十二月二日には、かねてより当町農水産物のブランド化と流通対策についてご指導いただいているサミットリテイリングセンターの新谷千里氏の紹介により、大分市にある株式会社サンライフより、青果担当のバイヤーと青果販売のチーフが来町し、小値賀メロン等の栽培状況の現地視察及び商談会が行われ、メロンを十二月七日より十五ケース配送しており、徐々にはありますが、販路拡大が図られております。ご承知のとおり、小値賀メロンの特徴である、甘味、すなわち糖度が高いことをセールスポイントとして、他の産地と差別化を図り、もっと積極的にアピールするため、生産者組織である園芸部会が、ながさき「食と農」支援事業により、糖・酸度計の購入を予定しており、その購入費に対しての一部助成に係る予算を、今回の補正予算で計上しております。

次に、「地産地消」の推進として、「ふるさとの味・かーちゃんの味」つたえよー会が事業主体として取り組んでいる、郷土食文化活用支援事業の一環としまして、九月二十八日に、一般町民を対象とした郷土料理教室をはじめ、十一月九日と十六日には、小値賀中学校二年生の生徒四十一名を対象に、また十二月五日には、斑小学校全校生徒を対象とした郷土料理教室を実施し、郷土食を通しての世代間交流と親睦を図っております。更に、十一月十九日には、地元食材を活用した「我が家の料理自慢コンテスト」を開催し、二十一名の方と三グループから二十九の出品があり、昨年度より十一作品多く、高校生からも四つの作品が出品されるなど、幅広い年代層から参加がっております。また、今回の料理コンテストの特別審査員として、ハウステンボスホテルズ名誉総料理長の上柿元勝氏が来町され、審査及び審査講評を行っていただく等、盛会に行われ、更なる「地産地消」の推進を期待しているところであります。

次に、新たな特産品の開発及び再発掘事業としましては、以前から風味が好評の「ごま」と、原材料のすべてを地元産にこだわった味噌づくり、「かんころ」に取り組んでおります。

教育委員会関係について申し上げます。

去る、十月三日開催の「第三十九回町民レクリエーション大会」は、残念なことに豪雨のため途中中止となりましたが、その他の行事は多くの町民の参加をいただき、予定通り盛会裏に終了しております。

十一月九日には、昼と夜の二回、「小中高一貫教育研究中間報告会」が開催され、これまでの取組状況や教育課程の変更、

校舎・施設の配置計画等の研究・検討を精力的に続け、十九年四月から試行を開始する予定であることなどの経過報告がなされました。また、保護者の感想・要望等も参考に関係者と協力して研究を進めてまいります。

新春早々、三日には「第五十八回成人式」が予定されていますが、ご承知のとおり、少子化の影響により成人該当者も年々減少しております。行革の一環として、成人式式典の見直しを検討しており、昨年より役場管理職職員の出席をやめ、経費節減を図りましたが、今回は議員の皆様をはじめ、地区会長、各種団体長さんにもご協力を求め、代表者のみの招待といたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正は特別交付税を主な財源として、人事院勧告による職員の給与の改定、その他急を要する事業費について計上いたしております。

今回の補正額は一千七百万円で、現計予算と合算した一般会計歳入歳出予算額は、二十九億七千三百五十万円であり、前年同期の予算に比べ、五・四％、一億六千九百万円の減額となっております。特別会計は介護保険会計他四会計で、補正額は五千七百十三万円となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについてご説明申し上げます。

議案第七六号「小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案」は、小値賀町が設置する施設の管理を行わせる管理者の指定手続きに関する事項を定めるものでございます。

議案第七七号「小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第七八号「小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第八八号「小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」は、議案第七六号の制定を受けて管理を行わせるため、それぞれの施設の条例の改正を行うものであります。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、議案十九件の審議案件をご提案いたしております。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これで行政報告を終わります。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	二十五分	—
—	再開	午前	十時	三十三分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

八番・伊藤忠之議員

八番（伊藤忠之） 私は、小値賀町地域漁業の振興策について、二点、町長にお伺いをいたします。

まず一点目に、離島漁業再生支援交付金制度への取り組みについてお伺いをいたします。

漁業が基幹産業である本町は、周辺に良好な漁場を有し、本土漁業の前進基地としても機能するほか、自然環境の保全や国境監視、海難救助といった多面的機能をも発揮していますが、輸送や生産資材の調達などにおいて、一般的に不利な条件にあることなどから、漁業就業者の減少や高齢化が進展していることは町長もご承知のことと思います。

このような中で、離島漁業の現状をそのまま放置すると、地域の豊富な漁業資源の活用が図られなくなり、水産物の安定供給に支障が生じるばかりでなく、国民に数々の利益をもたらす水産、漁村のもつ多面的機能の低下も懸念されるところであります。

そこで、今回の交付金制度の趣旨は、離島の漁業集落が行う漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取り組みなどの、漁業再生活動への支援を通じて、離島漁業の再生を図りつつ、離島の水産業、漁村が発揮する多面的機能の維持増進を図ることとしております。

また、基本的な考え方として、現在行っている施策との整合性を図ることとし、交付金の交付は、条件が不利な離島における漁業再生活動の自律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施するとなっております。

そこで、町長にお伺いをいたします。

本町の漁業のように条件が不利な離島において、離島漁業再生活動を可能とするための現状と、五年後の漁業振興の目標を定め、その目標を達成するための施策と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、二点目の、二十一世紀の漁業担い手確保推進事業への取り組みについてお伺いをいたします。

県は、未来につなぐ人づくり、漁村づくりとして、新世紀を担う人材の確保を目指すため、現在、漁業就業者の確保・育成を図るため、漁業体験などの人材育成や漁業労働力情報の収集、提供を行うとともに、新規漁業就業の受け皿作りや、技術習得のための就業研修等に対し、助成をする「新規就業促進事業」を行っております。しかしながら、漁業就業者の減少と同時に高齢者の増加など、漁業就業者は大幅に減少し確保が難しくなっております。

このような中で、漁業就業者の減少を食い止めようと、県は本年度より新規事業として、漁業就業者の確保を促進するため、「市町村が行う新規就業希望者の研修期間における生活費等への支援」と「認定漁業後継者に対して漁船をリースする漁協等への支援」に対して助成をする『二十一世紀の漁業担い手確保推進事業』を新規事業として取り入れており、新たな担い手に直接働きかけける事業であり、市町村の各自治体・漁協を含め、地域ぐるみで人材育成に取り組みなければならぬが、漁業者の確保は難しいと思いますが、町長はどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

なお、再質問があれば自席にて行います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 小値賀町地域漁業の振興策についてということで、まず、第一点目の「離島漁業再生支援交付金制度の取り組みについて」の離島漁業再生支援交付金は、離島の漁業を元気にして、水産業と漁村の果たしている役割や機能の維持・増進を図ることを目的に今年度新たに創設された制度で、平成十七年度から二十一年度までの五年間が計画期間となっております。

離島振興法で指定された離島等が対象地域であり、市町村が策定する「漁業集落活動促進計画」の内容に基づいて、集落協定を締結し、計画期間を通じて漁業再生活動を行う漁業集落に対して交付されるものでございます。

本町においては、県から町・漁協に対しての説明会、町から漁業者・集落に対しての説明会や検討会を経て、町内に十三ある漁業集落をひとつの集落とみなし、「小値賀漁業集落」として全町的に本事業に取り組んでおります。本事業は、漁業

の振興方向に関する目標を定め、その目標を達成するために「漁場の生産力の向上に関する取り組み」と「集落の創意工夫を活かした新たな取り組み」を実施するよう規定されており、その目標を「小値賀漁業集落」で定め、離島である小値賀町の漁業活性化に取り組んでおります。

次に、二点目の「二十一世紀の漁業担い手確保対策事業」についてお答えいたします。

町といたしましたしは、離島漁業再生にと先ほど申し上げました「離島漁業再生支援交付金」制度に、今年度は重点的に取り組みをいたしております。漁業者の減少、高齢化が進行しており、漁業生産で漁村活力の維持を図るために、新規就業者の確保を積極的に推進する必要がありますが、また、漁業への新規就業には、技術習得に時間を要し、収入の見込めない期間が長いことや、漁船等の設備投資に多額の資金を要することなどの課題があることから、研修支援（漁業就業希望者への技術研修期間中の支援）と初期投資の軽減（漁船リースによる負担軽減）を、平成二十二年度までの県単事業として実施されているのはご指摘のとおりでございます。

本町におきましては、小値賀町まちづくり担い手育成基金条例を設置し、新規就業者の支援等を講じているところでございます。

ちなみに、この制度で漁業に就労された方が平成十二年度から今年度までで五名おられ、内二名の方はＵターンの方でございます。しかしながら、小値賀町漁協の六十五歳以上の高齢者の割合は四〇%以上で、高齢者の割合が年々上がってきており、漁業従事者の後継者不足は深刻な問題であり、意欲ある担い手の確保は大きな課題だと捉えております。

ご指摘の「二十一世紀の漁業担い手確保対策事業」については、漁協と協議の上、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 漁業再生支援交付金について、もう少し質問をさせていただきます。

町長の答弁の中で、現在の取り組み方、そしてまた現状と今後の目標ですね、現状から五年後の生産量をどのくらいに見込んでいるのか。

また、その目標に向かっての取り組み方をどのような対応策を考えているのかお伺いをいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

小値賀漁業集落においての五カ年での目標は、漁業者一人当りの生産量の増加、現状の千百九十六・二キロから、目標を千三百キロと、漁場管理活動の増加、現状の百四十四回から、目標を二百回といたしております。

それから、目標を達成するために、漁業の生産力の向上に関する取り組みといたしておりますが、種苗放流するのを増大、藻場の改善、イカ産卵床の設置、それから漁場監視活動の強化、海士の漁獲量制限の強度化の取り組みを行っております。

今後、漁業の創意工夫を活かした新たな取り組みとして、新たな漁具・漁法の導入、鮮魚の荷捌きに使用する海水の殺菌装置の導入を図るということでございます。

以上です。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） ただ今の答弁の中で、創意工夫を活かした新たな漁業法の取り組みについての答弁がありましたけども、これは多分、巻落漁法を導入すると思えますけども、これはですね、巻落漁法の研修を行っております。この研修をですね、本町に導入した場合、その問題点と、その効果はどのように考えておられるのか。

また、試験操作を行った場合にですね、何日間試験操作を行って、どのくらいの水揚げがあったのかお伺いをいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 詳しいことは担当課長の方から答弁させます。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

巻き落しの試験操作につきましては、十一月二十一日から十二月二日にかけて五回、延べ隻数で八十五隻が試験操作をいたしました。

それと、漁獲量ですけども、まだ正式な集計が出来ておりませんが、試験操作の中で一番釣れた方が一回当り八十キロ越した方もおられます。それとまた、まったく釣れなかったという人もおられます、その中で一件、試験操作された方の感

想を聞いてみますと、時期が少し遅れてたんじやないかということもございまして、研修に行かれたところの、壱岐の方では大体五月から十月での成果がよろしいということもございまして、春先、また五月から再度取り組むような話も聞いております。

それから、問題点ということでもございまして、これが巻落漁法と言いますと、撒き餌を使つてやる漁法でございまして、小値賀町漁協の方では地先権内では撒き餌を使った漁法は認められておりませんので、地先権外でやることでのことで、これが成績がよければ小値賀ばかりじやなしに他の漁業者が入つてくることも考えられますので、集落の方の申し込みになるかとは思いますが、漁協の方と相談の上、他漁協との調整を図らなければならぬかなというふうにも考えております。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 水揚量にしましてはですね、漁業者の意見にも担当課長の答弁のとおり、大体五月ぐらいからやつた方が水揚げが上がるんじゃないかという期待感も含めておろすことは私も漁業者から聞いております。

そして更にですね、やっぱり地先権外の中で、例えば水揚げが上がった場合に、よそからの外来船が多分漁に来るだろうと、そういうときの場合の監視体制を漁協とどう対応するのかということも解りました。

続いて二点目の、担い手確保推進事業について少しお伺いをしたいと思います。

今度新たに取り入れました担い手確保推進事業につきましては、これは県との折半事業でありまして、一番最初に町長が答弁したとおりに研修を行うまでの生活費、そして資材等の購入費がなかなか思うようにいかないことでもあります。その点に関してはですね、今度の県が出した担い手確保推進事業はまさしくこれはいいのではないかと感じております。簡単にこれはですね、研修期間の中で生活費を大体月額最大で十五万円を補助すると。それでその研修期間は長くても二年間あるということ、これはこれから漁業をするための人には大変いい助成ではないかと思っております。そしてまた、漁船をリースする場合でも、新船では最低二千万、中古でも一千万というような高額な資金源が要りますけれども、この制度によりますと大体漁船の値段が一千万円を上限として漁協が半分を支払って対象者に貸借することになっております。

それにしてもですね、町としても大変財政的に厳しいのは承知しておりますけれども、今回出した県の担い手推進事業につきましては、町もある程度、ふるさと基金の方に比べてもですね、町の持ち出し分が少し多くなると思いますが、その魅力としては最低でも研修期間が二年間と長いということでありまして、出来れば町としても進めて行つていただきたい

と思っております。

それで、最後に町長にお伺いをいたしますが、本町の基幹産業である、今述べました漁業にしても農業にしてもですね、労働力のわりには非常に生活費が不安定でありまして、若者にとっても魅力ある産業とは思われないのではないかと思っております。この若者たちがですね、魅力を感じ、そしてまたやる気を起こすような対応策をやるのも自治体の役割であり、また漁協、そしてまた地域ぐるみで考えていかなければならないと思っておりますけれども、町長の考えを伺って私の質問を終わらせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今、小値賀町漁協と宇久の漁協の合併ということで、どういう施策が出るというのがまだはっきりいたしておりません。そういうことで、来年の十月ぐらいには合併を目指すということは聞いておりますが、いろいろの施策の面が出た場合には町としても協力したいとは考えております。

議長（近藤一輝） 次に、六番・松永勇治議員

六番（松永勇治） 私は、「町有財産公共施設の維持管理について」と「原油高騰の影響を受けている農漁業者を支援する考えがあるかどうか」について、町長に質問をいたします。

まず、第一点の、町有財産公共施設の維持管理について伺います。

去る、六月第二回定例会、九月第三回定例会において、総務文教厚生常任委員会報告のとおり、本委員会は所管事務の把握と、今後重点的に協議する問題点を抽出するため、所管の課長及び担当職員に出席を求め、事務分掌と本年度の主要事業を把握するとともに、学校を除く所管施設の現地視察、調査並びに本町が自立していくための税財政、福祉、保健衛生、教育等の諸問題について協議を行い、重要課題、検討すべき課題については、今後更に継続して調査を進めていかなければなりません。各所管施設の現地視察による調査結果について、五月二十三日、担当主管課長及び担当職員に出席をいただき、補修を要する箇所、並びに懸案事項について指摘し、早急に対処するよう求めたところでございます。

指摘した内容は、総務課関係で、有料駐車場の適正な運用について。旧ターミナルビルの利用についての検討。

住民課関係は、貸与している養寿園建物の内装、タイル、扉、空調配管の老朽化による補修と、費用経費負担の明確化。

健康管理センターの事務室が狭く、現在、研修室で相談を受けているが、相談の内容によってはプライバシー厳守の点で困っているというところでございます。それと、同施設は、住民の健康管理及び予防対策の拠点施設としての機能を十分に生かすため、早急に増築が待たれているところでございます。葬斎場の収骨室が南風のひどいときに吹き込み、防止工事が必要だということです。それと、ごみ処理場が平成二十年度までは処理可能との説明を受けていますが、その先の処理についての計画はどうなっているのか。

診療所については、建築後二十年を経過し、特に空調設備の改修が急がれておりまして、入院・外来患者にとって重要な設備であります。診療所の建替え、健康管理センターの増築を含めて、どのような構想、計画を立てられているのか。

教育委員会関係は、離島開発総合センター町民ホール、二階の会議室の内装の亀裂、管理人室屋根の張り替え、倉庫の建設と建設用地の確保。次に、歴史民俗資料館の外壁の補修。運動公園運動場トラック土の入替整備、保育所入所児の登園バスの利用について。その他、各委員から他にも指摘がございました。

以上、所管課の管理施設に係る指摘事項については、各課長は出来るものから計画的に早急に対処したいというご返事でしたが、直ちに町長に報告がなされ、その内容を把握、また総務文教厚生常任委員会報告により、町長は十分ご承知のことと思いますが、六月・九月の定例会において懸案事項についての報告もない。各施設に係る補修費についても予算措置がなされない。

常任委員会の権限は、調査権と審査権があります。調査権は、調査事項の実態を把握し、分析し、検討して問題点を捉え、それらの問題点を改善し、改革するにはどのような措置を講ずればよいか。とるべき対策なり政策を究明した結論を出すこととでありまして、単なる実態や実情を確認するだけでなく、問題点に対する改善策と、対応策を結論づけることが調査の究極の目的であります。

町長は、本委員会の調査を真摯に受け止めて対処していただきたいと思っております。

人も物も、傷が浅い、小さいうちに早く手当てをすると早くなおります。お金もかかりません。長くなればなるほど、傷は大きくなり、補修費が高みます。早期の修理、補修が耐用年数を延ばします。これから今日まで築いてきた、整備した、各種公共施設に係る大規模改修、補修、修繕、並びに備品・機器の買い替え、取り替えに係る財政需要が予測されます。

公共施設は町民の大切な財産でございます。逼迫した財政であればあるように、老朽化、危険度の高い箇所から早急に、

計画的に補修をして管理しなければなりません。町長の考えを伺います。

再質問があれば、自席よりさせていただきます。

また、二点目の「原油高騰の影響を受けている農漁業者を支援する考えは」についても自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 一点目の公共施設の補修等につきましては、小中学校については現在、小中高一貫教育の実施に取り組んでおり、校舎についてもその中で検討をいたしております。その状況を見極める必要があります。大規模改修はしない方向で考えております。

診療所では、空調機を昨年・今年と大規模な補修を行い、何とか稼動している状況ではございますが、現状としては二十一年経過していて、いつ壊れてもおかしくないような状況でございます。

常任委員会等でも随時補修結果と今後の対策等について報告を行っておりますが、国の二分の一補助を計画した大規模補修が良いのではないかとの判断をいたしており、今後、県と調整を重ねながら具体的な計画を煮詰めなければいけません。条件がそろい次第、空調機の取替工事を実施したいと考えております。それまでは、空調機は最小限の補修で済ませていきたいと考えております。

その他に補修や修繕につきましては、現在の予算の中で対応できるものについては行っております。

議員ご指摘のとおり、町有財産の管理につきましては、老朽化、危険度の高いものから計画的に補修しなければならないわけでございます。そのようなことを勘案しながら、今後厳しい財政事情の中で検討をしていきたいと考えております。以上です。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 今、町長は、さつき私が申し上げました委員会の指摘事項については、小さな補修はやっているというふうなことでございますけれども、六月・九月の補正予算の中で、六月だったと思いますが、私が修繕費がずうっと出たもんですから、需用費の中にですね……。それに対応する修繕費を計上しているのか。と聞きましたところ、「いや、それではございません。」と。そうすると、九月も、私も注意深く見ておったわけですが、その措置もされていないと。それで、今ある経費で修繕したということでございますけれども、全部なされておるのでしょうか。それとも、まだ

残っているのか。その指摘事項に対してですね、常任委員会も最近はよく開いておりますけれども、そういうところでもですね、「今年全部せる」とは言わんわけですから、こういうふうなところは今後予算を見ながら、財政を見ながらやっつくんだというふうなですね、懸案事項などはですね、やっぱり再三、委員会も開かれとるわけですから、ご報告をいただければなど。今後…。

それと、自分たちのお願ひする、協議してもらうことについては直接自分の方から出かけて来られますけれども、こうした委員会からの要求・要望、お願ひしたこと、そういうふうなことの変化、そういうふうなものがあればですね、機会がある都度ですね、報告なり協議の議題としていただきたいと思ひます。

その点について、町長どうお考えでしょうか。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） まず、駐車場のあれにつきましては、今、小浜町の方で町営住宅の新設ということで、一般の方につきましては三千円。そして住居の分につきましてもですね、有料ということでは考えております。

先ほど、特老につきましても、今後、特老との契約ではですね…。（答弁に少しまる）失礼しました。

出来ることに関しては今一応ある程度ですね、やっているということですが、先ほど言われました歴民の方とかですね、それから歴民なんかにつきましては、県費の補助金が付き次第やると。

それから、診療所につきましては、先ほどから言われておりますが、空調施設を今後ですね、今、十六年度に行いましたが、十七年度に要望しましたが、施工が悪いんじゃないかということで、十七年度は折半ですね、一応やっております。来年は果たしてどうなるかということで、国費等が付き次第、これも実施したいと考えております。

それから、相談窓口とかということですが、これも今後包括支援センターの設置等も考えなければいけないと思っておりますので、この件につきましても検討したいと。

それから、焼却場のことでございますが、その件につきましてはやれるところからやって、大規模につきましては今後検討をしたいというふうと考えております。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

議長（近藤一輝） 再開します。

—	休憩	午前	十一時	七分	—
—	再開	午前	十一時	十分	—

町長（山田憲道） 成果報告ということですが、まだ年度途中でございますので、今しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

それから、今、総務委員会での指摘につきましては、各課長がよく聴いておりますので、それについては各課長から答弁をさせます。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 今、私が指摘事項を申し上げましたが、その結果についてはですね、委員会での調査でございますので、ここで各課長さんから報告していただかなくて結構でございます。委員会の折に、ひとつこういうふうなものをまとめてですね、懸案事項も含めて委員会にご返事をいただければ結構でございます。

この件につきましては私の質問を終わります。それでは、第二点目でございますが、「原油高騰の影響を受けている農漁業者を支援する考えは」について町長に伺います。

ご承知のとおり、原油価格が昨年三月頃から急激に上昇し、漁業用燃油やハウス栽培など、施設園芸で使用するA重油は五割から六割アップ、特に農漁業は、燃油や資材価格の値上がり分を販売価格に転嫁しにくいいため、深刻な影響を受けているところがございます。

原油価格高騰は、中国を始めとする世界の石油需要の増大、原油生産余力の低下、米国を中心とした精製設備能力の不足等の構造的な要因に、米国のハリケーンなど供給面でリスクや機動的な動きが加わって起きていと言われ、構造的な要因については短期のうちに解消することはできず、また、国内における原油価格のみを劇的に低下させる手段もなく、当面は高い水準で推移するものと思われまふ。

これから長期にわたり、期限が不透明な原油の高騰に対し、県漁連及び九州・山口地区漁連部会においては、国に対し、緊急救済措置を要請、長崎県においては農漁業者や中小企業の経営を支援するため、無利子や低利の融資を実施するため、

十一月二十五日開会した定例県議会に関連議案を追加提案されております。

本町議会においても、町長ご承知のように、このままでは漁業の存続すら危ぶまれ、深刻な状況で、まさに危機的様相を呈しており、去る十一月七日、水産庁に「漁業用燃油高騰に対する緊急支援について」要望書を提出したところでございます。

本町の基幹産業である農業、漁業、並びに商工業経営をこれ以上衰退させることはできません。これから小値賀町が自立していく上で、今、経営者に元気を出してもらい、産業の振興を図り、活性化する以外ありません。

町として支援措置、対策を講じる思い、考えはないか町長に伺います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 「原油高騰の影響を受けている農漁業者を支援する考えは」ということですが、小値賀町の農漁業者、商工業者が深刻な影響を受けていることはご指摘のとおりでございます。

国においては、エネルギーの消費削減努力に対する支援、石油以外のエネルギー転換努力に関する支援、原油高の影響を受けている中小企業等への対応、石油の安定供給の確保、エネルギー外交の強化の五項目を関係省府間で密接に連携し、政府一体となった取り組みがされているところであり、また、県におきましては、県の「農業近代化資金」や全国漁業協同組合連合会の「省エネルギー推進緊急対策資金」の融資に係る利子の肩代わりや中小企業を対象とした「地域産業対策資金」に原油高騰対策枠を設け、低利での融資を来年一月から実施の予定であることも松永議員ご指摘のとおりでございます。

燃料油対策は、非常に難しい問題でございます。町単独での支援は、財政的に厳しいものがあります。基幹産業の振興が、小値賀の活性化に繋がることもしかりでございますので、県及び関係機関に機会のある度に要望をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 今、このような深刻な時期にですね、国の燃油高騰対策とか、省エネ型漁業への転換とか、国の施策をですね、これは当然やってもらわねばなりませんけれども、ただ今現在ではですね、漁業者の中には年々厳しさの度を増して、これまで廃業に追い込まれた方、失業を見合わせている人もいると聞き及んでおります。

また、師走に入り、天候不順、こういうふうな時化が続き、重なる大打撃を受けておられるわけでございますけれども、何らかの、今、そういうふうな支援措置が必要ではないかと思うわけです。もうお正月も間近に控えておりますし…。

で、「何をせろ」とは私は言いませんけども、過去、年度は覚えていませんが、『越年資金』の貸付もありました。そしてまた基金もですね、こういうときにこそ、基金の運用活用の方法もあると私は思うわけですが、まあ町長ばかりじゃなくて、漁業関係・農業関係・商業関係者と協議をもたれてですね、何らかの支援策を講じていただくよう、私はお願いしたいわけですから、再度町長のお考えをお願いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） この件については、約二十日ぐらい前に漁協の組合長さんと協議をいたしております。

その中で、重油の問題につきましては、漁連の、『むつ』の融資の基金をちよつと崩してそれを融資したいと。そういうことでこれは漁協の方にですね、言ってもらえれば漁協の方が三十万程度ですかね、そういうことで貸したいと。

それで、越年資金につきましては、十万ぐらいは漁協の方で何とかできるということの返事だったものでありますので、実際、この越年資金をですね、基金を崩してまでもやろうかということとで担当の各課長、三役を呼んで話をしたんですけど、今ですね、税金の問題でも漁業関係者の未納が多いと。その中で貸してですね、果たして取りきれぬのかというようなこともあります、一応その越年資金はですね、今の状態では町は無理だという結論に達しております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 町長は非常に根はやさしい人でございます。（笑い声あり）

ひとつよくですね、未納者もおるでしょうけれども、お正月というものが来ているわけですので、十分この後もう日にちがございませんで、また漁協関係者との機会ももたれましてですね、きちんとした住民への心の思いを行政の中に生かしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 松永議員のご指摘のとおり、気持ちは解るわけでございますけれども、漁協の方もですね、そういう対応をしたいということでございましたので、この件につきましては取り下げたということでございます…。

議長（近藤一輝） 次に、一番・加山雅徳議員

一番（加山雅徳） 議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして質問させていただきます。

国内の景気が都心部ではある程度持ち直しているものの、地方では依然として改善されていない状況であります。また、政府の三位一体の改革の全貌が見えつつある中で、先月三十日に今後の方針が決定されました。

その内容を見てみますと、国庫補助金削減額が四兆円を上回る規模に、税源移譲額が三兆九十億円など、地方自治体にとりまして今後厳しい財政運営が余儀なくされると思います。なお、改革の柱の一つである地方交付税の見直しも、財務省は引き続き削減方針を示しており、地方には更なる痛みも予想されます。また、政府が言われる『官から民へ』、地方でできることは地方で創意工夫してやりなさいというように、国も財政的に限度が来ていますよというようなシグナルを送っているようであります。

我が小値賀町においても、このように地方分権が進めば、その受け皿として自治体の政策立案と実行力が重要になります。また、それ以上に分権を実のあるものにしていくには、大胆にその地方の特性や実情に合わせた行政組織や産業構造を変えていく必要があると思います。

そこで、このことを踏まえまして、これまでの懸案事項であった諸問題について今後小値賀町をどのように改革し、また具体的な方策を考えているのか、四点質問をいたします。

まず一点目ですが、この件につきましては、以前から私も情報公開と公聴活動が我が小値賀町においては不足しているのではないかとということで質問してきたわけですが、なぜか未だに小値賀町の置かれている立場が、町民に浸透されていない感じを受けます。

町長もご承知のとおり、今までは国の指示に従っていけば行政運営ができました。しかし、国、都道府県、市町村が上下主従の関係にあったものが、対等、平等、協力の関係になったもので、これからは町長がいつも言われる自己決定、自己責任、自己負担、つまり自治体は自分で決め、限られた財源をどの政策に振り向けるか、住民にとって最も緊要にして効果的な事業を、これまで以上に慎重に決定をし、結果に責任をもたなければなりません。そのことの意味を十二分に町民に対して説明をし、理解してもらおうことが私は先決と思いますが、その後の状況をお伺いをいたします。

次に、地域経済政策の具体的な方針について、定例会・委員会等で質問が多く出されるほど重要な政策課題であります。

また、今後、小値賀町が自律していくためには避けて通れない問題でもあります。

先ほど、行政報告の中でもありましたように、十月二十二日に『小値賀ふるさと議会』が開催され、小値賀出身の先輩方が出席され、自由討論方式において具体的な提言がなされました。小値賀町の将来を見据えた貴重な意見を頂戴したわけでございます。その意見の中で共通しているのが、一つ目に具体化が足りない、二つ目にアイデアが足りない、三つ目にPR不足などが主であったと思います。

そこで、これから先このような貴重な意見を踏まえた中で、今までの懸案事項であった加工工場や高価格で引き合いのできる販路の拡大など、農漁業、商工会などと連携を図った地域協働型の戦略を検討することであったと思いますが、その後の状況をお伺いをいたします。

次に三点目。公共事業関連に従事されている町民の雇用対策、雇用の受け皿作りについては、町長もご存知のとおり、公共事業のピーク時には建設業関係の従業員の合計収入については、およそ三億四千万円ぐらいであったのが、現在ではおよそ三分の一ぐらいに落ち込んでおります。従事する人も二百人から、これもつて三分の一ぐらいの数に落ち込んでいる状況であります。

今後は、町の財政状況から見ても公共工事の削減はやむを得ないことだと私も思います。反面、町の経済が冷え込んでしまい、公共工事を取り巻くあらゆる産業にも影響を及ぼしているのは紛れもない事実だと思います。なお、県におかれましては、平成十七年六月に建設産業プログラムを策定し、支援体制を強化していることは町長も承知していると思います。

そこで、小値賀町においても今後の雇用対策、雇用の受け皿作りの対応として一次産業への就業を支援するセーフティネットの構築などを検討し、健康と福祉を核とした町づくりを検討することでありましたが、その後の対応状況をお伺いをいたします。

次に四点目ですが、町税の滞納者についてですが、平成十六年度の決算の内容を見てみますと、歳入では一般会計で百八十七万六千八百八十五円、特別会計で一千三百六十九万四千二百五十八円の収入未済額が生じております。また、未徴収額を前年度と比較すると、三百三十八万四千五百六十二円増加しております。今後、財政状況が逼迫する状況が想定される中で、滞納者については何らかの措置、処分をするということは、町民に対して賦課の公平、また納税の義務という観点からやむを得ないことだと思えます。

この問題につきましては、九月の決算特別委員会での答弁で、各課長を動員して戸別訪問をするとのことであったと思いますが、その後の対応状況をお伺いをします。

なお、質問があれば、自席でさせていただきます。

次の、水産業の振興策についても自席で質問させていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 一点目の質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、各担当課において住民の意見を聴く各種協議会が開催されております。これは従来の関係団体の長を集めて意見の聴取を受け、今後の行政運営に反映させるというスタイルでした。それと違った形での公聴活動ということで、昨年度「小値賀町のこれからの土木行政についての懇話会」という会を立ち上げました。そこには住民の代表として、従来各種団体長が委員として参加されておりましたが、この会は土木行政とは今まで関わりのなかった各種団体の青年部長さん、婦人会長さん、「ターン代表の探検隊長、教育委員さんなどが住民の代表となっていたとき、更に長崎県が関わる事業があるということで、県北振興局の部長を始め、関係課長にも参加していただき、執行部と三回の協議を重ねました。そのまとめとして出てきた一部をご紹介します。「当懇話会の存在の必要性・意義を、行政・住民の双方が確認できたこと」や「住民の矢面に立つ、今回の土木行政に限らず他の様々な行政が行う事業においても、このシステムを導入できる可能性を見出すことができた」ことがあげられました。現在、他のセクションではこの方法を進めてはおりませんが、これをモデルに公聴活動の一環としてとらえ、関係機関と調整しながら進めていきたいと考えております。

また、本年十月には各小値賀会の代表を集め、「小値賀ふるさと議会」を開催いたしましたことは記憶に新しいことだと思いますが、町内に限らず町外の方々の小値賀再生への思いを、これからの行政運営に反映すべく意見を求めたところでもあります。その後、各小値賀会へのアンケートも実施いたしておりますので、来年の初めには分析結果を提供でき、小値賀新聞などを通して住民に知らしめていきたいと考えております。

次に、別の形での公聴活動として挙げられますのが、小値賀なんでもカンデン探検隊の事業です。この探検隊は、集落の資源調査・整理・情報の提供などを目的に実施しておりますが、当初、調査のみを優先的に進める方式をとっております。しかし、それでは地区住民とのつながりに欠けるということと、住民の意識や住民の意見を聴く場として捉えるため、現在

はそのスタイルを変更し、集落調査の折にその調査結果発表を地区住民に対して行い、更に住民との意見交換できるように変えております。今まで述べました活動と、更に住民と意見交換を進める活動を続けていきます。

二点目の質問についてお答えします。

まず、安価な生産物に付加価値を付ける取り組みや、高価格での引き合いのための施策といたしまして、行政報告の中でも申しましたが、小値賀農水産物等ブランド化と流通対策事業に取り組んでおります。具体的なことを申し上げますと、「おぢか産物」のブランド化の手始めとしまして、甘さ好評の小値賀メロンのブランド化と販路拡大を行っており、十一月に東京都新宿を基点に、東京都と神奈川県に二十五店舗を展開する小田急電鉄系の高級スーパー小田急OXからバイヤーが来町し、また今月二日には、かねてより当町特産品のブランド化と流通対策事業に対してご指導いただいている、サミットリテイルングセンターの新谷千里氏からのご紹介により、大分市にある株式会社サンライフから、青果担当のバイヤー及び青果販売のチーフが来町され、当町から生産者組織の園芸部会の役員をはじめ、農協等、関係機関を交えての商談会を実施し、商談の結果、十一月末より取り引きを開始しており、着実に販路拡大が図られております。

また、メロンに付加価値を付けるため、当町メロンの特徴である甘味、すなわち糖度が高いことをセールスポイントとして他産地との差別化を図り、消費者へもっと積極的にアピールをするため、生産者組織である園芸部会が、糖度・酸度計の購入を予定しており、その経費に対しての一部助成に係る予算をこの度の補正予算で計上をいたしております。そのほかにも、原料を「じげもん」にこだわった味噌づくりの研究や、風味が好評の「ごま」、「茹でかんころ」等の販路拡大を推進しております。

次に、農漁業、商工会などと連携を図った地域協働型の戦略についてですが、十八年度に商工会を中心として、町内の第一次産業を含めた関係機関で構成する委員会を構成し、当町の一次産品を柱とした地域資源の商品化と、販売ルートを確認し、生産から最終消費者までを取り込むビジネスモデルを策定する、「特産品販売ビジネスモデル策定事業」に取り組み予定にしております。この事業により、具体的な事業の実施可能性を検証するために、町外の消費者へのアンケート調査を実施し、市場分析を行った後、事業実施のための組織構成、事業計画、収支、資金計画を策定し、次年度以降のアクションプログラムを作成するように計画しております。

三点目の質問についてお答えします。

町民の雇用対策、雇用の受け皿づくりについては、農林班、じげもん班を中心として、就業増大に繋がるべく販路拡大等、取り組んでいるところでございます。また、健康と福祉の地域づくりについては、現在、社会福祉協議会、特別養護老人ホームに対し、グループホーム建設について打診をしておりますが、今後、関係機関とも協議をして検討していきたいと考えております。

四点目の質問についてお答えします。

平成十六年度決算における町税の滞納者数は、町民税四名、固定資産税三名の合計七名です。町民税については、決算から現在までに一名が完納し、一名は毎月一万円を納付していただいております。この方も来月より毎月二万円を納入していただくように相談をしておりますので、平成十九年度中には完納になる見込みであります。残り二名については、現在、行方不明で督促のしようがございませんので、不納欠損になる公算が大きいと思えます。固定資産税については、決算から現在までに納入はされておりましたが、一名については今年度中に完納の確約をいただいております。残り二名については、町外者の方で、督促はしておりますが納入されておられません。この二名については、財産差押等の法手続きをしなければならぬと考えております。

各課長を動員して徴収する計画をしておりますが、現在それは実施しておりません。担当課で徴収しているのが現状でございます。

以上です。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） まず一点目ですが、町長の今答弁された内容が、私の考えとずれとるもんですから、そこら辺についてもう一回答弁をお願いしたいと。

それはですね、今、町長の方が答弁されたいろんな、なんでんカンデン探検隊とか、土木行政云々で県北の方からきて、いろんなことをやられとると。で、協議会等を各課でやつとるというふうな答弁やつたろうと思えます。

それで、要するに私が言わんとすところはですね、あらゆるところでいろいろ私も話をするわけですが、町民がですね、理解をしないつちゅうのは私議員としてでも個人的に責任もあるとは解るとですが、ただ、議員一人で説明して廻るのもですね、限度があると。と言うのは、冒頭、私が質問の中に言ったですね、難しい話したら解らんですから町民の方もす

ね。ただ、今、自分たちが何をせねえいかんのかっていうのが、まあ自分の生活で目いっぱいというのはもう確かにこれ解るとですけど、そしたらどのようなにしたらよかとかと。自分はどういう今後小値賀町に対してどういうふうなことをせればいいのかという、そこら辺ですね、一言で言えば「地方分権」って言うたってなかなか解り難い言葉ですから、執行部の方ですね、町長部局の方でそこら辺の意味合いをですね、もうちょつと町民に解っていたかどうかような努力をしていただきたい。そうしないとですね、あと、三点にもこれ共通しとるわけですが、いろんな意味で今後自律していくためにはですね、難しいところが、まず町民がそこら辺から立ち上がってこんと、なかなか難しいんではないかという感じがしております。

そこら辺に対して町長のご意見をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） もう少し具体的におっしゃってもらえれば正確な答弁ができると思うんですが、加山議員さんの言っているのは「地区を廻れ」ということだろうと思っておりますが、それで間違いないですかね……。

十八年度の財政計画等が確定した後ですね、その説明会は一応廻ろうとは思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） もう一点ですが、要するに地区の説明会っていうのは以前から私も廻った方がいいんじゃないかということですね、なぜ、そこら辺をこうしつこく聞くかと言いますとですね、要するに当初、二年ぐらい前ですか、財政計画等々出して町民のみなさん方にですね、小値賀町の将来の財政計画ということでシミュレーション作って出したと。

ところが、その後、さつき私が言ったような形で国の動向もかなり変わりとつあるということあたりもですね、町民に対して説明をせねいかん。小値賀新聞のあれでもそこら辺のところはですね、なかなか理解し難いところがあると。それを要するに噛み砕いてですね、町民の方に説明をしていただく。尚且つ、さつき私が言いましたような形ですね、小値賀町はこういう立場に今あるんだよということですね、広報とか議会だより等々では（口で説明し難いので、）書面でそういう広報あたりではなかなか説明が行き届かないということがあると思うわけですね。

そういう意味においては是非町民が主役ですから、あくまでも……。そこら辺を私はお願いをしたいわけです。

その件に関してもう一回、町長の答弁お願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

十八年度の予算というのは三月に末になると思いますが、その財政関係の報告と、それから小中高関係がある程度ですね、まとまるんではないかと思っておりますので、その件につきましても同時に説明会を一応廻りたいと考えております。

議長（近藤一輝） 加山 議員

一番（加山雅徳） よろしくお願いいたします。

次に、二点目ですが、これにつきましては町長も答弁の中でおっしゃられたとおり、この前、ふるさと議会の中で貴重な意見をいただいておりますね、私も非常に参考になったわけですが、農漁業、商工会等々ですね、いろんな連携を図って協働型の、まあ協働型と言うよりも、みなさんと一緒にですね、町民と一緒にいろんなことを考えていかないかということだと思います。今後していかないかということですね。

それで、ふるさと議会の中で私も興味津々聞いたんですけどね、要するにいろんなアイディアはよかってすけどね、具体化が足りんのじゃないかという、そういうふうな提言つちゅうか、ご指摘があったと思いますが、今、町長がいろんなことをいっばい言われたもんですから、私も書ききらんであれしたってすけど……。要するに今までの、この経済の活性化と、いうことですね、いろいろ同僚議員さんからもですね、いろんな提案がっております。その中で、要するに具体的に、さっき言われたように事業計画等々を検討しながら今後やって、中長期的にやっていくということも、これも結構かと思えます。大いにやっていただきたいと。

そういう中で、この一点だけですね、この経済の活性化っていう中で、今までの、従来どおりのやり方ではなかなか自律でいくためのですね、自主財源になるような成果が出るんだらうかつちゅうのが私の頭の中にいつもあるわけですが、そこら辺の発想の転換ということも、ふるさと議会でもそういう提言があったと思いますが、そこら辺のところを頭においていろんな今後踏まえた中でやっていただければと思います、そこら辺について町長にお伺いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

多分、加工場のことかなあと思っておりますが……。

実は新谷千里氏は当初は農業・漁業もまとめて販路の拡大をしたいということで来町されておりますが、その中で、園芸部会につきましては是非お願いしたいと。漁業関係については漁連関係の販売系統だから、その件についてはちよつと乗ることができないということでした。

それから、加工場につきましては、これは二年前から漁協の理事会におきまして一応説明もし、いろいろしておりますが、組合長の話では単独での漁協の場合は多分無理だと。宇久と小値賀が合併した後にお問い合わせするかも分からないということば聞いております。

そういうことで、国庫補助金が出ないという段階では今のところ、小値賀町単独ではですね、加工場の建設は無理かと思っております。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） そこら辺ひとつ今後の課題としてですね、前向きに取り組んで、我々も取り組んでいきますけど、町長部局の方もひとつよろしくお願いしたいと思えます。

次に三点目ですが、町長の答弁でも各課と農林課等々でいろんなセーフティネット等々については考えていただいておりますという答弁やったかと思いますが、一応この前の合同審査会でもですね、この公共工事というよりも、小値賀町の今後どうしてもしていかなければならない公共施設、先ほど、松永議員さんからもいろんな指摘があったとは思いますが、緊急性の高い方から随時やっていくということ、それも財政的に限度があるということ、一般会計からの持ち出しが年間一億以内ぐらいに止めるといふ、いろんな審査会でもいろんな方面から検討したわけですが、今後ですね、私が思うには公共工事は当然それなりにせねいかんとは思いますが、当然維持補修等々出てくるわけですから、それに代わるですね、先ほどからずっと私も言っているのは、公共工事に替わる産業を起こしていかないかんと。で、町長が先ほどもおっしゃられたとおり、各課でいろんなところの協力も得ながらやっていけると。これはもう当然そうせねいかんし、また今後ともそういうふうにもっていかないかんわけですけど、平行してですね、それに代わる、公共工事に代わるひとつの一大産業ちゆうですか、それをですね、次の水産業の振興策のところでは言えますけど、そこら辺をひとつ今後検討していただきたいと思えます。

次に四点目ですが、この町税の滞納者については九月の特別委員会の中でですね、同僚の議員さんからもいろんなご指摘

があつてですね、あえて私も今回の定例会に出さず迷ったんですが、これはひとつ、先ほども町長の答弁の中で、それなりの処分をしていくということで、町民にですね、不公平感が広まらないようにですね、そこら辺は是非、今さっき答弁でもそれなりにやってきて完納もされたと。町外の方にはそれなりの処分をするということでもございましたので、そこから辺ひとつ今後とも努力していただきたいと思ひます。

三点目の件だけ、ちよつと答弁お願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

建設につきましては、今後、斑の下水道、それから小中高の新規の校舎ですね、それからずうつと遅くなると思ひますが、診療所の建設ということで、重ならないようにですね、今後やりたいと考えております。

雇用の促進につきましても、いろいろと事業者の方々に陸上の養殖業とか、グループホームの建設とか、それから牛の牛舎の建設で事業転換をしてほしいと再三お願いしておりますが、なかなか踏み切れない現状でございます。

それから、税務関係につきましても、私が四役をはじめ、全課長を動因してやるということは確かに言っております。

その結果、建設課の住宅料とか水道料、それから税務関係につきましても担当の方が頑張っていたということ、全課長まで今後しないと。一所懸命職員が頑張っているということですので、一応任せたいと考えております。

議長（近藤一輝） 加山 議員

一番（加山雅徳） 次に、水産業の活性化策についてですが、小値賀町の基幹産業の一つである漁業におかれましては、漁獲の減少、魚価の低迷、油の高騰など、漁業を取り巻く環境は益々悪化する中で、後継者不足と高齢化も拍車をかけているのが現状であります。このような環境を打破するためにも漁業者が一致団結し、創意工夫しながら新しい取り組みを推進する必要があると思ひます。

そこで、水産業について、今後、捕る漁業から育てる漁業への転換の推進を思ひます。また、離島再生交付金と小値賀町まちづくり担い手育成基金とを組み合わせた形の対応はできないかお伺いをいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 一点目の、「捕る漁業から育てる漁業への転換の推進を思ひます」との質問についてであります。

すが、海面での養殖業については区画漁業権を取得する必要がありますが、その場合、共同漁業権の管理者たる漁協の同意が必要になります。本町漁業の振興に末永く寄与すると思われる取り組みであって、漁業調整、その他公益上の支障がないということであれば、町としても支援について検討していきたいと考えております。

二点目の、「離島漁業再生支援交付金と小値賀町まちづくり担い手育成基金とを組み合わせた形の対応は出来ないのか」との質問についてありますが、離島漁業再生支援交付金は、国、県、町のその他の補助事業の対象になっている取り組みについては、活用できないことになっております。

しかし、例え一つの取り組みであっても、それを項目ごとに明確に区分して、どちらかの制度を活用する等、うまく工夫すれば、一つの取り組みに対して、両方の制度を活用するということは可能であると考えます。今後、そういったことがあれば、交付金については県に確認を取りながら、活用の是非についてケースごとに判断していきたいと考えております。以上です。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 一点目ですが、町長の答弁の中で、共同漁業権の問題があるということでありましたが、これは離島再生交付金について、先ほど、産業振興課の課長からも話があったと思いますが、要するに国が二分の一、町と県が二分の一ということ、要するに国も一緒ですが、県の方も一緒に交付金を出すということでございます。この共同漁業権については、県の許可が要するというのを私も聞いております。そういう意味からすればですね、これは県の方もそれなりに許可が出るんじゃないかなあつていう、国も県も漁場・藻場の回復、それで、漁業振興という点からですね、当然、この漁業権の問題はクリアできるんじゃないかなあと思います。

二点目ですが、この再生交付金と小値賀町まちづくり担い手基金ですね、この線引きをある程度すればですね、これはできるということも私も確認しております。そういう中で、町長もご存知かとは思いますが、岩手県の種市村が今は町になつとるわけですかね？そこら辺も私、ホームページいろいろ調べたらですね、種市町がいろんなウニの養殖、遠浅のところを、それなりに溝を掘ってU字溝とかなんとかをいけたりしてやつとると。これも当然、この離島再生交付金の中でできると思うわけですね。だから、いろんな事業ができるということでございます。それに対してこのまちづくり担い手育成基金を組み合わせた形で、ある程度、先ほど町長の答弁もあつたようにですね、それなりの線引きをしないとなかなか難

しいということは私も承知しております。

そういうことで、一点目の件と、この二点目ですね、是非今後やって、前向きにつちゅうよりも、実際に現実にできるわけですから、是非やっていただきたいと思えます。

町長のお考えをお願いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） この件につきましては、担当課長の方から答弁させます。

議長（近藤一輝） 産業振興課長

産業振興課長（筒井英敏） お答えいたします。

離島再生漁業支援交付金で確かにできるかなとは思っています。加山議員ご指摘のとおりでございます。

これが簡単にはできると言えない」と言いますのは、私たちが小値賀漁業集落に対して「これをしなさい・あれをしなさい」と言うわけにはいきませんので、今の計画、十七年度に県の認定も小値賀漁業集落はいただけてますけども、一年毎に見直しも可能でございますので、来年の計画で、小値賀町漁業集落の方が見直して養殖関係等々を入れるということであれば、私たちの方も応援はしていきたいと思っております。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） これは先ほどの質問でもしたとおりですね、その集落で、町で十三ヶ所を一箇所でやると。そういう中で役員も決めてやるとのことですが、要するに各集落、私のところで言えば相津・木場ですね。そこが一つの集落になっているんな事業をやるとのことですから、要するに先ほど言った、その情報がきちんと伝わるとらんとこがあるわけですね。その集落に……。ただ「こういうことができるよ」ということは産業振興課の方からも来て、この交付金の内容は説明はしていただきました。

ただし、今言うような、組み合わせで「出来るか・出来るか」、それで「どうしたら出来るか」という、そこら辺のですね、説明をしないとなかなか「海岸掃除となんかちよこつとやつとけばよかたい」というふうな感覚しかないわけですね。はっきり言わせて……。だから、そうじゃなくして、今から先、今後「こうしてやらねいかんぞ」という、やっぱ情報開示がまず第一。それで次に、「そんなら今後どうしていくか」というふうな、積み上げていくつちゅうそこら辺、

ただ言いっ放しで、「あとは町民がどがんか考えるじゃろだい」っていうことじゃなくしてですね、ある程度サポートしていきながら、そこら辺の具体的に「ほんならこうしようか」というふうな、そういうところが私は足らんと思うってすね。いつも……。だから今言うような、これはもう交付金は来るわけですから、このまちづくり担い手基金っちゅうのも、内容、目的見れば、『心身ともに健やかで活力に溢れた文化的な人づくり、産業の活性化のための後継者づくりを積極的に推進するための基金』と謳ってあるわけですから、要する町民に、また我々議会もですが、理解が得られればこれは使えろと私は思います。そういう意味においてですね、いろんなやり方があるんだということですね、町民にまずお知らせして、執行部、我々議会もそれに対して、「そんならこうしようか・ああしようか」という議論をお互いしていくべきじゃないかなと私は思います。

そういうことで、最後に答弁よろしくお願いいたします。

それで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 説明不足もあつたかと思いますが、ご指摘された分につきましては、今後ともですね、前向きに検討はするということで、お願いしたいと思っております。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休 憩	午 後	零 時	十 分	—
—	再 開	午 後	一 時	二十八分	—

議長（近藤一輝） 再開します。 三番・小辻隆治郎議員

三番（小辻隆治郎） 私は、小中高一貫教育に対する町の姿勢について教育長に質問したいと思えます。

去る十一月九日に、小中高一貫教育についての中間報告会が北松西高にて開催されました。周知のように、小中高一貫教育は町の教育体制が大きく変換する小値賀町にとっては歴史的な事件であります。小学校、中学校の本校はもとより、斑小学校、大島分校、県立である北松西高、すべての学校を視野に入れた総合的な教育体制を再構築しなければいけないのですから、全町民がこぞって協議すべき問題であります。

小中高一貫教育は中間報告にもあるように、過疎化、少子化に伴い、学校規模が年々縮小し、限られた教員数でどうした

ら教育の維持、向上を図っていくか。北松西高の存続問題を含め、提案されたものであります。

子どもは国の『宝』と言います。と同時に、町の宝でもあります。小値賀町としては、この大事な宝をどのように養成するのか。公立校として十二年間の一貫教育の中で、生徒をどう育て上げるのか。人ごとではなく、真剣に、積極的に議論し、果敢に実施に移すべき時期にさしかかっているものと考えます。

そこで、五点ほど質問いたします。

まず、今年二月に、長崎県が小中高一貫教育を打ち出し、来年二月には目途つけて、十九年四月に試行開始、二十年には実施せよというのは、これまでの各学校の長い歴史から見れば、時間的に余裕がない状況の中で、保護者を交えた説明会が十分になされたのか伺います。

次に、特別支援教育は現在のところ小学校だけですけども、中学校、また高校ではどうなるのか。保護者の切実なる声はどう受け止めるのかお考えを伺います。

次に、学力の向上でも疑問視する保護者も多い。小中高の垣根を取り払えば、「なれ合い」、「高校には受験勉強せんではない」とかで、尚一層刺激がなくなるのではないか心配する声があります。地元の高校でも十分大学受験に対応できる体制を整えるべきと思うが、お考えを伺います。

また、当町において全国でも初めての公立校による小中高一貫教育が行われようとしています。これを千載一遇のチャンスと受け止め、モデル校的存在にもっていくことが町の活性化にもつながると思います。その特徴を如何に出すのかお伺いします。

最後に、小中高一貫教育にかかる校舎も同一の敷地内が望ましいという案が出されております。その対応をどのように考えているのかお伺いします。

再質問は自席から行います。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） お答えします。

今年二月、県議会の中で県教育長は、過疎化・少子化が進行している「島」地区において、教育水準の維持・向上を図り、また、「島」の活性化・定着化を図る上で、小中高一貫教育を行い、一つ、十二年間を見通した教育課程の工夫により、基

礎学力の充実を図る。二つ目、教科指導を充実させるための小中高教員の相互乗り入れ、三つ目として豊かな人間性・社会性を育むための、小中高の児童・生徒と地域が一体となった学校行事の取り組み等を柱とし、平成二十年度の本格実施を目指し、研究を進めて行く答弁をいたしました。

当町においても、過疎化・少子化は非常に厳しい状況であり、この小中高一貫教育に取り組むことで、子どもたちへの将来の夢実現に込めることになるとの考えで、取り組むことといたしました。

本年六月に「小値賀地区小中高一貫教育推進委員会」を起ち上げてから、小中高の校長、教頭先生を中心に各専門毎の部会を設置し、全ての先生方が具体的な内容をどうするか検討しているところです。

最初の質問ですが、ご指摘の、「時間的に余裕がないのでは」とのことですが、私共も時間的に余裕があるとは思っておりません。これはやらなければとの思いで各学校の先生方に頑張ってもらわねばと思っております。また、保護者や地域の方々への説明不足も同様に感じております。

十一月九日に初めて中間報告会として、学校・行政関係者、保護者、地域の方への説明会を実施しました。報告会で十分に説明ができなかったことは承知しており、その時に行ったアンケート調査の結果を集約し、再度検討いたしました。

先週十二月十三日夜、七時三十分から福祉センターで、斑・大島地区を除いた説明会を実施しました。また、十四日夜、七時から斑地区、十五日午後一時から、大島地区の説明会も行いました。この説明会だけではまだまだ不十分であると認識しており、今後の進捗状況に応じて、説明会やおぢか新聞、学校だより等で周知して行きたいと考えております。

また、説明会の折アンケート調査も実施しましたが、いつでも疑問点やご意見を受けられるよう、各学校、教育委員会、保育所、幼稚園も体制を整えております。

二つ目です。現在、小値賀小学校に特殊学級二クラスがあります。中学校には特殊学級はございません。現行の制度では、義務教育である小中学校では特殊学級の設置が可能です。但し、高校については義務教育ではないため、専門の学校が設置されており、現在の北松西高校に特殊学級を設置するのは大変難しいことと考えております。

次に、学力向上の心配と「小中高」のなれ合い、また、高校へ受験勉強をしなくてもよいので、刺激がなくなるとの心配については、この制度の柱である「基礎学力の充実」を図るため、十二年間を見通した教育課程の研究と、子どもの夢実現を図るためにどう対応するかについても検討しているところです。現在、検討している中でも、中学校から高校への進学を

する際、中学校で修得しなければならぬレベルをどう保証できるかについて検討中です。例えば、数学・国語・英語等の検定があります。各々に財団法人日本数学検定協会や、日本英語検定協会等が実施しており、各レベルに合わせて、高校中級程度、中学中級程度等の区分があります。こういうものを活用することで、子どもたちの目標や、意識の高揚が図れるのではないかと考えております。

次に、公立学校での小中高一貫教育の取り組みについては、全国的に未だされていないと聞いております。私共も小値賀をアピールするよい機会であると考えます。現在、校長・教頭会等で目玉となる制度を年度内に出せるよう進めているところでございます。

校舎については、中間報告会では二つの案を提示しました。同一敷地内の校舎に全ての児童・生徒が入るケースと、二箇所に分けて既存の校舎の活用が考えられます。現在、校舎に関する専門部会で検討中ですが、この小中高一貫教育をよりスムーズに運営するには、同一敷地内での実施をする方が効果的と大多数の意見を聴いております。その際は、現在の北松西高校の敷地に増設するようになるかと思っております。

町の財政状況も厳しい中で、今後、町長、議会等共、調整をしながら進めていきたいと考えております。以上です。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 今、第一点目についてお伺いしますけども、先ほど言いましたように、大きな変換点に小値賀の、町の教育が来ていると思えます。その中で、保護者に対する説明会が、十一月九日、中間報告会、そして十二月十三日に中間報告会のアンケートに対する返答ということで開催されました。

私も、十二月十三日の説明会におりましたけども、確かに一つ一つ保護者の疑問に答えてですね、納得してもらったようでした。しかし、見るところ、保護者が四十名前後、全員とは言いがたいというような参加状況と思えました。この問題ですね、重要性を考えれば、もっと多くの参加者、そして保護者ばかりでなく、もっと一般の人も交えて話し合う必要があるんじゃないかと思うんですが、それについては如何でしょう。

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） 質問のとおり、これは保護者だけの話ではなくて、この取り組みについては、小値賀町全体で取り組

むことだというふうを考えております。当然、地域の方たちのご理解、それからご支援もいただくようにならなければならぬというふうを考えております。

今回、第二回目の説明会を本土地区、それから斑地区、大島地区と行いました。それぞれの中で地域の方たちにも参加をしていただいております。で、アンケートも行いましたが、質問等の中で、こちらの対応とすれば、今後もこのような説明会を順次、進捗状況によつては開いていきたいというふうを考えております。

また、報告会だけでなくいろいろな形で周知する方法がございますので、そういうものも併せながら町内の方たちのご理解に努めていきたいというふうを考えております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 今のご解答は心強いんですけども、もう既に十九年度、十八年度はなんか特区申請ということで、十九年度から試行が開始されます。それまでにはですね、やはり保護者とか、町民とか、一般の人とか、十分に協議して納得のいく形でやはり進めてもらいたい。この前の、十二月十三日の会合でもなかなか説明しても、説明に対しては「うん。」と言うんですけどね、やっぱり心の中ではなかなか納得しないというような方もおりました。散見されました。そういうことで、この問題についてはもうほんとに大きな問題ですから、一般の人も交えて取り組んでほしいと思います。

次にですね、特殊学級が小学校に今二クラスあって、中学校にも「出来る」というご解答でした。高校ではちよつと難しい。この前の説明会でも少しそういうご返事がありましたので承知しておりますけども、平成十五年三月にですね、文部科学省の諮問機関が最終報告の形で提言をしております。

それをちよつと読みますと：・。その中にですね、今五つありまして、三つ私の目に止まったんですけども、障害のある児童生徒一人一人について個別の教育支援計画を作成すること。小中学校に特別支援教育コーディネーター、まあこれは仮称だそうです。これを置くこと。そして小中学校における特殊学級や通級の指導の制度を、通常の学級に在籍した上で必要な時間のみ特別支援教室の場で特別の指導を受けることを可能にする制度に一本化すること等がこの中に盛り込まれております。いずれも保護者の方から見ればですね、なかなかいい提言だとは思いますが。そういうことを、町としても県とか国に積極的に進言していくことが必要かと考えますけども、どうお考えでしょうか。

議長（近藤一輝） 教育長

教育長(巖 充也) 保護者にとつてはですね、やはり大事なお子さんですから非常に心配なことだと、これはもう十分に認識します。ただ、制度の点があります。で、その制度については今後ですね、やはりこの小中高一貫を取り組む中で、学校現場とか、それから県教委とか、場合によっては国とか、そういうところにも必要事項についてはですね、我々も内容を十分に検討して働きかけはしていかなければいけないというふうには考えております。

議長(近藤一輝) 小辻議員

三番(小辻隆治郎) 今後の働きかけが大事ですから、どんどんどんどん、こういう話は国のおおもとでもありません。頑張ってもらいたいと思います。

そして、『子を思う親の気持ち』は深いものがあります。どうぞ今おっしゃったことをですね、心に刻んで県とか国に、もう積極的にですね、働きかけて、そういう特別支援教育制度をもっと具体的にするような気持ちを持ってもらいたいと思います。

次に、学力の向上についてですけども、これについては今言ったように基礎学力の充実ですか、そういう点を重視しているということなんですけども、なかなか基礎学力の充実という言葉を出してもですね、簡単にはそれが生かされていないとか、実際問題として今までの教育の中でですね、果たしてそれが有効に、従来までも基礎学力の充実とは言ったんですけども、それがなかなか形として現れないようなことがあったんでしょと私は考えるんですけども……。一層ですね、その小中高一貫になって刺激がなくなる、そして地元の高校でも十分にそういう大学受験、とりわけ難関と言われる大学にもですね、対応出来るような教育体制は、もつと町としても関与していくべきじゃないかと思えますけども、せつかくの小中高一貫をですね、単に数合わせとやり方で、基礎学力の充実もいんですけども、テーマとしてはいいんですけども、具体的にそういう形が出来ないのか。そういうことについてはどうお考えでしょうか。

議長(近藤一輝) 教育長

教育長(巖 充也) 基礎学力、言葉では言われてもなかなか具体的に「何だ。」と言われると、なかなか難しい点がござります。今、県の中でもですね、やはりこの問題は大きな課題として今検討されております。先週、県内の教育長会がございまして、県の方もそのような基礎学力向上の検討委員会を県内で作るというような動きがあるというふうな説明がありました。

私どもは、昨年の十二月に、小値賀町の町内において『学力向上委員会』というのを作りました。で、結果はまだすぐに出るということではございません。その中で、校長・教頭会、毎月定例会を行っております。その中でも検討しております。特に基礎学力の点については、これは学校だけで出来る話ではなくて、当然、家庭の生活習慣、これが非常にウエイトを占める部分が出てまいります。例えば、朝食をしっかりと食べて来るとか、それから特に小さいお子さん、小学校の低学年であれば、九時・十時には就寝するとか、起床時間もある程度早めに起きるとか、こういうきちんとした生活習慣を家庭内でやっていただかないと、これは今後PTAとかです、そういうところとも協議をしながら、家庭でやる役割、それがきっちりとした後はですね、今度は学校でやる役割、こういうものもこれからはやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

それから、先ほど言いました、確かに特に中学校から高校への入学試験が無いということ、子どもたちにとってその目標がないというようなこともあります。現在は、教頭会で考えておるのが、先ほど言いました『検定』がございます。これは然るべき機関がやっている検定で、これは多分全国的に同じようなレベルのものが出てくるかなあと思っております。こういうのがですね、見えることで子どもたちにとって一つ目標が出来たり、また頑張る力がですね、出てくるのかなあと。ただし、これについてはですね、今の状況であれば、保護者の負担、これは義務教育のお金ではございませんので、保護者の負担というふうになってくると思います。ただ、これはですね、今後検討してまいります、場合によっては一部の助成ということも今後は考える必要もあるかなと思えます。そのときはまた、町長とか議会の方とも調整をして、場合によっては予算化をお願いするようなケースもあるかなと思えます。いろんな方法をとってですね、子どもたちの学力アップには取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 今、答えの中にありました『躰』については賛成ですけども、まあ私の考えですよ。私の考え、躰については確かに重要だと思えます。もう一つ、その検定についてですね、やっぱり試験を課して、そしてそのレベルを見てみるということについては少し疑問があります。なぜかと言うとですね、ちよつとこれは私の勉強した範囲内の例を言います。

ここにですね、一冊の本を持ってきております。これは『学力低下を克服する本』という題名です。教育問題に関心のあ

る人は知らない人はいないというぐらいの有名な本ですけども……。読んでみますと、この本のキーワードと言うかですね、繰り返し出てくると言葉というのは、私の考えでは四つ上げられると思っております。それは「つまづき」、「反復練習」、「習熟度学習」、そして「チェックテスト」。この四つと考えております。他にもあるかも知れませんが、私が読んだ限りはこの四つがキーワードではないかと考えております。この著者の教育感というのがですね、私が読んだ限りではですね、それをかいつまんで言うと、生徒がですね、勉強に「つまづいた」ときに、その部分を徹底的に「反復練習」して、そしてそのつまづきの部分を早めに克服させるということ。そしてそのために「チェックテスト」をして、その子どもが、その生徒がどの段階でつまづいているのかを早く判断するということです。生徒にもそれぞれ個性があつて、理解が早い子、遅い子、その子の「習熟度」というのがあります。これに合わせた学習をしていった方がいいというのがその著者の見解です。生徒を他の生徒と比較するんじゃないかと、その生徒自身ですね、理解度を中心にして、よりその子の、今が『五』なら『六』にアップする、『七』にアップすると、そういうような形で向上させていく方がいいんじゃないかという考えのようです。「つまづき」はですね、最初のうちは小学校三年ぐらいからもうあるらしいんです。それをそのままほっておくとですね、チェックテストをしたところですね、小学校を卒業して中学校の始めにそのチェックテストをしたところ、ほとんど九割ぐらいがちょっとおかしんじゃないかというぐらいの結果が出たそうです。

それで、その本の著者によればですね、『校内暴力』という言葉が一時マスコミで取り上げられましたけども、これは単に国が言う道徳の低下のせいだと、偏差値重視のせいだとしてですね、『ゆとり教育』という名のもとにですね、ゆとり教育という形で時間を割いたわけですけども、この本の著者によれば、それは寧ろ原因は理解力不足にあるんだと。そういう考え方です。結論付けておきます。事実、著者の体験でですね、問題児に対して根気強く「つまづいた」部分の問題を、「反復練習」させて理解させたところ、もう嘘のように問題がなくなつたと。寧ろ、この生徒が勉強の面でもですね、リーダーシップをとるようになったと、そういうふうに書いております。

ちなみに、この本の著者はですね、紹介しますと、最初の赴任地が兵庫県の八千人弱の山間地だったそうです。この時期の卒業生にですね、医学部とか工学部の理系を中心にした大学、それも所謂難関と言われる大学に多数入学させたことで有名になりました。現在は京都の大学に付属の小学校を造るということで、副校長として招かれております。この学校も小中高一貫教育制度を、私立ですけども採用しております。

ご存知のようになりますね、そして五年後までは各学年四十人前後で生徒数は推移します。

議長（近藤一輝） 小辻議員、質問のポイントをもっと絞って下さい。

要するに、検定についてのご意見を言ってるわけでしょ。

三番（小辻隆治郎） はい、分かりました。失礼しました。

そういうことですね、一々あげればそういう形です。

ですから、もう少し教育の内容についてですね、先生方と、そして町としての意見をもっとはっきり述べてですよ、やっていくように……。そういう考えを私はもってるんですけども、教育長は如何でしょう。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 小辻議員のご質問、今説明がありましたけども、その内容は我々も今、校長会・教頭会の中で全部が全部というわけではございませんが、認識はしております。

一つの例として、現在ですね、今、小学校の先生が中学校に現状の中でも一応『IT』という補佐的な時間で、数学の時間にお手伝いをするとか、そのようなことも学校の校長の了解をとった上、また県の教育事務所の確認をとってですね、そういうこともやっております。

やはりこれはですね、一つの学級の中でやはり進んでいる子どもさんと、多少遅れがちな子どもさんがいると、そのときにやはり遅れがちな子どもさんに対してどうホローするかということが、これ大きな課題になってまいります。そういう意味で、この小中高一貫の取り組みの中ですね、教員の相互乗り入れというのは、こういうことを含めて考えていこうというふうにしております。そのようなことを今後は町場の方とか、いろんな方々のご意見をお聴きしながら、この推進委員会の中に取り組んでいきたいというふうに考えます。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 今のお話の中でですね、先生の相互乗り入れということ、補完し合いながら、そして理解度の早い・遅いの、そういうことをなんとかそういうふうな形で克服していこうという考え方だと思います。出来るだけですね、そういうことはですね、今後、例えば、小値賀の場合には小中高一貫で人間も限られますから、その中で如何にレベルを、ボトムをアップしていくかですね、そういう仕組みをどんどん作っていけばですよ、いけば、進学的面もいいし、そして就職の

面もいい、そして何よりもその生徒の満足度が違ふと……。一步でも自分なりに前に進むということになれば、本人の自覚もまた変わってこようと思います。

それでは次の質問にいきます。

当町ではですね、初めての nationwide でも公立校ということなんですけども……。私非常に考えとつてですね、小中高一貫で如何に小値賀の北松西高を特徴づけるかということがちよつと判り難いところがあるんです。

それで、教育長としてはどういう、まあ個人的な感想でも結構ですけども、どういうイメージがあるか。
もし、お考えがあれば、お伺いします。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 質問の中身はですね、例えば、小値賀の目玉となるような、そういうこの取り組みの中身がですね、そういうものが何か見えるのかというふうに、そういう考えがあるのかというご質問と受け止めてよろしいですかね？

私もそうですね、やはりこの取り組みはですね、全国的に初めてと。それから長崎県内で隣の宇久島、それから奈留島、小値賀を一応三地区として取り組んでいる状況です。

県は、取り組みの中身についてはそれぞれの地区の主体性というふうにしております。現在のところ、県の方の具体的な指示はまだ私どもの会議は一回も開いておりませんので、それぞれの地区の取り組みを多分、県の方は見守っている状況というふうに考えております。我々も、この校長・教頭会等ですね、やはりこの制度を、小値賀をアピールする機会だというふうには考えております。

で、一つは、この取り組みの如何によつては子どもたちという対象がですね、小値賀だけではなくて、小値賀の外から来るといふことも含めて、この制度がしっかりすればですね、島外者の人たちが、「じゃあ小値賀で子どもたちを高校まで通わせよう」といふような方が出ればですね、それなりにまた小値賀の子どもたちにとつては非常に刺激になり、競争にもなるし、いろんな意味でプラスの面が出てまいります。我々はその点も含めて、どのようなものが対外的にアピールできて、尚且つ小値賀の島できちつと出来るかというところをですね、これから検討していこうというふうに考えております。
以上です。

議長（近藤一輝） 小 辻 議 員

三番（小辻隆治郎） 今、長崎県には『離島留学制度』というのがあって、五島はスポーツ、壱岐は原の辻、対馬は国際文化交流という形で高校はやっていきますけども、ただ、小値賀の場合には小中高一貫ということで、高校だけの問題じゃない。そういう意味ですね、非常に難しい面もあるかと思えます。ただ、小中高ということで、小中高を中心にした一つの『目玉』というのを恐らく作っていかなくてはいかんのだらうと思えます。先生方と、そして委員会、そして保護者と、そして一般の方、いろんな人の意見を聴いてですね、早めにその『目玉』を作る算段をしてもらいたいと思えます。

これは町の活性化という面から非常に重要な問題です。

予断ながら、この前、飛行機に乗ったところ斑が見えました。そして真下に中学校・小学校、そして高校と見えましたけども、仮にですよ、斑がなくなる。中学校もなくなる。何か背中が寒い思いました。だからこの問題は非常に大きな問題ですからですね、一つの目玉として、そして町内がこうやって進学のためによそに行ったり、スポーツのためによそに行ったり、そういう状況ですから、そういう子どもたちを出来るだけ外に逃がさないように、そして町外者を出来るだけ呼ぶような、そういうようなひとつの特徴を出してほしいと思えます。

最後にですね、今までちよつとソフト面だったんですけども、ハード面について、先ほどのちよつとご返答がですね、もう少し具体的にひとつ示してほしいと思うんですけども……。

一応十八年度に特区申請、それで十九年度に試行開始ですね、そして二十年度にはもう実施に当たると。

ところが、その前に、その敷地内に校舎を造るか、増築するか、どういう形にするにしても、ある程度予算面とか何とかあると思うんですよ。その辺はどうお考えでしょうか。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） ハードの面はですね、やはりこれはお金がまず最初にかかります。単位とすれば『億』という単位が想定されます。一つは、今、必要な教室数、例えば今取り組んでいる『四・三・五』の枠組みと考えておりますけども、この枠組みの中で校舎をどうするかと。今、小・中・高の事務職の方がその校舎の配置図というところで検討しているところですよ。必要な教室数、普通教室が幾つ、それから特別教室、例えば音楽室とか図工室とか、そういうものが幾つ要るか。今高校の校舎に対してどれくらい必要なものが要るかとかという案を今作っているところでございます。その案はいずれ、今度校長会、私どもを含めた教頭会等ですね、またほんとに必要なものかどうかを再度検討をする必要があるかと思いま

す。例えば、三階建にするのか、四階建にするのか。その他に今、給食の問題も出てきております。これも大きな課題というふうに受け止めております。

そうになると、当然、財政的にどうなるかということが出てまいります。今、この場でははっきりしたお答えはできません。と言いますのは、まだその案が出来てないところで、「このようにします。」ということとはちよつと避けさせていたきたいと思っております。ただ先ほど申しましたみたいに、この取り組みをよりスムーズにするためには、同一敷地内にある方がやはり効率良くやれるだろうという考えが大半ということは言えます。

で、実際の費用については、これ町長部局の方との財政計画がございしますので、その辺はその計画とか、また議会の方たちのご相談をした中で取り組まなきゃいけないというふうに考えております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 今、「はつきりは言えない。」という、例えば具体案が出たらんけんはつきりはせんのでしようけども、一応十九年度には建設の予定に入らんと二十年度には間に合いませんね。そうすると、実施設計もありますことから早めの、今度集まるということでの辺で具体的な煮詰めが出来るんだと思います。

それで今教育長が言ったように、これまでのですね、学校の先生によれば、学校教育の弊害の一つが講師間の壁があったと。例えば、小学校は小学校、中学校は中学校、高校は高校と。それぞれがお互いのエリアをずうつと囲って、それで意思の疎通を欠いていたと……。こういうのがあります。小中高一貫の一つのメリットと言えば、そういう同じ部屋で顔の見える範囲内でお互いに話を出来るということだと思います。そのために情報交換とか、協力体制がスムーズにいくものと思います。

そういうことですね、早めですね、その設計に移るように。そして小中高一貫教育が充実した形になるようにソフト面でもですよ、主にソフト面からでも教育委員会としては町の代表としてひとつ先生方にですね、発破をかけてもらいたい。そう思います。

最後にですね、私ちよつとこれを書いてきたもんで、これを読まんば気のすまんと……。 （笑い声あり）
これを読んでから、ひとつ私の質問を終わりたいと思います。

『米百表』という言葉があります。平成十三年に小泉首相の所信表明演説の中に出てきた言葉でありますけども、ご記憶

の方もいるかと思えます。

明治の初めですね、戊辰戦争で焼け野原となった長岡城下に支藩の三根山藩というところから、見舞いとして百表の米が寄贈されてきました。しかし、ときの長岡藩重鎮 小林虎三郎は、この百表の米を、飢えに困っていた藩士に配分せず売却して、その代金で学校設立の資金に当てたということであります。小林はですね、「国を興すのも、町が栄えるのも、ことごとく人にある。食えないからこそ、学校を建て、人物を養成するのだ。」と主張し、「目先のことばかりとらわれずに、明日をよくしよう。」という考え方となり、人々に感銘を与えたという話であります。

これは教育の根幹と思えます。

ひとつそのことを心に刻んで、小値賀の小中高一貫のために頑張ってください。

以上です。

議長（近藤一輝） 教育長

教育長（巖 充也） お言葉どおり、この教育とは当然『人間の形成』と。『人格形成』というふうに考えております。

これはそれぞれの小・中・高の先生方も同じような認識だというふうに私は感じております。

私ももちろんそこが柱ですね、取り組みについても、その大きな目標というものを見据えてですね、対応していきたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝） 次に、十番・立石隆教議員

十番（立石隆教） 私は、町長に新型インフルエンザ流行が懸念される問題について、次に教育長に地区公民館の活用と活性化について伺います。

まず、新型インフルエンザ流行が懸念される問題について伺います。

今年も世界中で鳥インフルエンザの流行が予測されており、各国その対策に神経を使っているところですが、この鳥インフルエンザウイルスは鳥から直接人間に感染するものではないようですが、しかし、このウイルスが他の動物に感染し、突然変異を起こすと人間にも感染するウイルスとなると言われております。その時に新型インフルエンザウイルスが人間社会で猛威をふるうことになるわけですが、その可能性は近年、非常に高いとWHOをはじめ、世界の専門家達は警鐘を鳴らしております。

そこでお伺いいたします。

小値賀町は渡り鳥の中継地でもあり、感染した鳥がウイルスを運んでくる可能性があります。もし、小値賀にて鳥インフルエンザの発生が確認された場合、どのような対応をすればいいのか、その対策について事前に準備しているのかどうかを伺います。

世界的な新型インフルエンザの流行が懸念されている昨今、世界各国各地がその対策に頭を痛めている状況であります。その対策の一つとして、現在でも使用されているインフルエンザ治療薬タミフルが初期段階なら新型インフルエンザにも有効であるとして、その薬のストックにやつきとなっているという報道がなされています。

本町においては、このタミフルのストック状況はどうか？今後のストック計画はあるのかどうか伺います。

タミフルについてはその副作用が問題になっています。現在、小値賀診療所では、タミフルという薬は使用されているのか、使用されているのであれば、その副作用に対する説明はきちんとなされているのか現状を伺います。

再質問及び地区公民館の活用と活性化についての質問は自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 一点目のご質問についてご確認の意味も含めて申し上げます。

言葉の定義を申し上げますと、鳥インフルエンザは鳥から鳥へ感染するのが通常であり、まれに鳥から人への感染が認められております。感染の原因となるウイルスが変異して人から人に感染する力を持つ場合が新型インフルエンザであり、まだ世界中で事例がないため、もし発生した場合にすべての人が免疫をもっていないため世界中で大流行し、人命や社会経済活動に多くの被害をもたらすのではないかと心配されております。

現在の状況は、厚生労働省が平成十七年十月二十八日、新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、十一月二十九日に国の行動計画を策定、十一月三十日に都道府県に通知、それを受けて長崎県は、県の行動計画の策定に入り、十二月二十二日に行動計画の公表、それに併せて上五島保健所は、管内感染症対策協議会を二十二日に開催することにいたしております。

その後、保健所としての具体的な行動計画を策定する形になるかと思いますが、小値賀町としても、その会議の中で情報を収集し、町としての行動計画を急ぎ策定したいと思っております。

今ある情報で推測すれば、町の行動計画の中では、養鶏場の監視の強化や鳥インフルエンザ発生時の防疫体制、仮に人への感染が生じた場合の隔離の問題、医療へのつなぎの問題などが課題として考えられ、住民への啓蒙・周知も含めて対応マニュアルを作る必要があると考えております。

二点目の質問でございますが、各種報道関係等でご承知のように、「日本で二〇〇〇年以降、タミフルの副作用で小児十二人が死亡した疑いがある」との報道があつております。

診療所長に確認しましたところ、タミフルの重大な副作用として、ショック、肝機能障害等とともに精神、神経障害として意識障害、幻覚、妄想、痙攣等が現れる可能性があるとのことですが、厚生労働省から十一月二十二日に「現段階ではタミフルの安全性には重大な懸念があるとは考えていない」との見解が発表され、また、小児アレルギー学会では、①インフルエンザ罹患時の異常行動は、タミフル発売以前から、インフルエンザ脳症の初期症状としても数多く報告されている。②タミフルがあまり使われていない米国でもインフルエンザに罹患した小児の突然死が報告されている。③そもそもインフルエンザは軽い病気ではなく、幼児死亡率が高いとの見解が出されており、引き続き、学会レベルで調査・検討を続けていく状況だそうです。

診療所においては、平成十三年二月から投与を開始しておりますが、現時点ではそういう事例は確認されていないとのことでございます。この薬剤は、特にA型インフルエンザについて、四十八時間以内に投与すると効果が高いというデータが出ておりますので、今後は、製造企業とも連携を密にして各種の留意事項を患者さんに説明の上、また、抗原検出キット等で診断を確実に行い、的確な対応をすることで所長から報告を受けております。

三点目の質問でございますが、現在、診療所では、タミフルカプセル七五を九百カプセル、人数に直しますと五日処方で九十人分と、タミフルドライシロップ三%三十グラムを三本、人数に直しますと子供十人分と、抗原検出判定キット三十本を保有しております。

国は、平成十七年十一月二十四日付けで「抗インフルエンザウイルス薬の安定供給の行政指導」により、都道府県を通じて次の六項目を指示しており、製薬企業や各医薬品卸販売業者もそれに準じて取り扱いが規制されていると聞いております。内容といたしまして、①供給量の確保と出荷体制の整備、②注文を前年度の使用実績によるものとし、備蓄を目的の注文禁止、③卸売販売業者への分割納入、④都道府県からの融通要請があつた場合には国が協力体制、⑤抗原検出キット等によ

り診断が確定してからの投与、⑥使用上の注意により薬の適正投与、以上が要点でございますが、これらにより診療所でも先ほど説明いたしました量以上のストックが現在出来ないようになっております。インフルエンザが発生した場合には、関連機関に届け出て、必要量の発注を行うと、随時確保が出来るようになっております。

なお、ちなみに平成十五年度は三百一カプセル、十六年度は四百十六カプセルを使用いたしております。
以上です。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 鳥インフルエンザの発生に対する対応の答弁でございますが、行動計画を策定するようにしたいということ、対応マニュアルを考えていきたいということですが、これは時期的にはいつ頃までのことをお考えなのか更に伺っておきます。

それから、今後のストック計画でございますが、今、町長の説明では我々のように町レベルではストックが出来ないという状況だというふうに私は理解しましたが、県レベルではこのストックは大いに、何か各都道府県では一所懸命これに努力をしているということですが、県の方ではストックの計画はしっかり実行しているんでしょうか。

その辺の二点をお伺いします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） 詳しいことは今度十二月二十二日に上五島保健所で担当課長が一応出席して話し合うということでございますので、住民課長の方から答弁をさせます。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 先ほど、町長が答弁しましたとおり、厚生労働省が十一月二十九日に行動計画を作っております、今月の二十二日に県が公表をする予定だそうです。それに伴いまして、各保健所が保健所管内の行動計画を作るだろうと思えますので、小値賀町としてはそれに併せた、一緒になって行動計画を作らなければなりませんので、時期は判らないんですが、来年早々でもとりあえず保健所の行動計画が出来る前に小値賀町だけの会議をいたしまして、なるだけ早めに行動計画を策定しようかと考えております。

議長（近藤一輝） 診療所事務長

診療所事務長（吉元勝信） 今後のストック計画についてのお尋ねの件でございますが、先ほどの町長の答弁のとおり、町レベルでは今のところ、ストックというのはこれ以上は難しい状況です。

それで、県の方でのストックということでお尋ねでございますが、我々の方でもそれはまだ連絡があっております。それで、製造メーカーの方に確認をしましたところ、ある程度その部分については出荷せずに抑えてるというような状況でありますので、推測の域を出ることができませんが、都道府県単位で備蓄を行って発生したところに集中的に供給するとう、そういうようなシステムを執るのではないかとというふうに考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） これが一旦新型インフルエンザが流行すると、相当数の被害者が出るという予測があります。で、そういうことにいたってはですね、大変なことです。どうぞこれは最大限の検討課題としてですね、しっかりと当たってほしいというふうに思います。

鳥インフルエンザも冬に発生するわけですから、まさか冬が終わってから「行動計画が出来ました。」では困るわけですから、是非、先ほど住民課長も答えられたように、我々独自でも作業を進めるという方向は是非期待をしておきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

教育長に、地区公民館の活用と活性化についてお伺いいたします。

小値賀町には、一つの中央公民館と各地区ごとに地区公民館があります。現在、中央公民館には館長を置き、公民館活動を活発に行っておりますが、地区公民館においての活動はほとんど無きに等しい状況にあるのではないかと思います。設置目的に立ち返り、もっと地区公民館の利用を促進させる働きかけが必要であると私は思っております。

そこで、まず現況をお伺いします。

地区によってばらつきがあるとは思いますが、地区公民館の稼働率は月にしてどれくらいあると把握していますか？
伺います。

以前には地区公民館の管理者を地区会長とは別に配置していたところが多かったと伺っておりますが、現在ではそのほとんどが地区会長が兼任していると聞いています。専属で地区公民館の管理者を置いている地区はどれくらいあるのでしょうか

か伺いたいと思います。

戦後公民館が各地に設置され、単なる集会所としてではなく、公民館として建設されていったのには理由があります。その大きなものは学習の拠点として、地域の問題点に取り組み場としての役割です。現在の地区公民館の活動状況を見たとき、もっと活用する必要があるし、その可能性や役割は今まさに重要な時を迎えているのではないかと考えます。これからの地方分権の時代、住民自治の重要性からいっても、住民や地域の果たす役割は、ますます大きくなると思います。

公の部分のすべてを行政が担ってきた時代から、行政と住民や地域や各種の組織が役割分担をして公の部分を担当する時代になってきました。「官から民へ」という言葉はこのことの意味も含んでいると思います。他町においては、地域の問題に住民が取り組む拠点として活用されていますし、子供達の放課後の児童館的な役割や、補助的学習の場として、活用されているところがあります。それを担う地域の力として高齢者がこの原動力になっている事例も多く見受けられるようになってきました。本町も地区公民館の活性化を図る必要があると感じるし、今以上の活用を期待したいのですが、このことに対して教育委員会はどのように考えているのか伺いたいと思います。

地区公民館の活性化を図るためには、公民館が毎日開いていることが重要な点です。公民館の係を高齢者に担っていたら、高齢者同士の集いの場として自分たちで管理運営し、生き甲斐の対策の一つとして地域のための具体的な活動を行っていったってほしいと思うのですが、教育長はどのようにお考えになりますか？このような活動を誘発させるための施策はありますか？伺いたいと思います。

地区公民館が活性化し、毎日のように解放されるとすれば、図書の貸し出しも活発化するでしょうし、また学習の場として図書の果たす役割は大きいものになります。今、図書館の所蔵庫不足の問題が出ておりますが、地区公民館にかなりの数の蔵書を分散し所蔵させ管理を任せることができれば、現在の状況にある程度解決することが出来るのではないかと考えます。図書館の書庫不足問題解決に地区公民館を活用することについて、どのようにお考えかを伺います。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） お答えします。

現在、町内には地区住民センター五ヶ所と地区公民館と称しまして十二ヶ所があります。各々の施設の管理は各地区の会長さんが行っていると認識しており、専属の管理者は配置されていないと思っております。

地区住民センター及び地区公民館の稼働率は私どもでは現在把握はしておりません。利用形態は各々の地区において自主的に運営しております。利用方法としては各地区の総会、各種会合、婦人会・育成会活動、敬老会、各種のお祭り等、多種に渡っております。

私も二年間地区の会長を経験しましたが、詩吟や大正琴のクラブが定期的に利用し、また老人会・婦人会・育成会等もよく利用しております。これらの活動は各々の自主的な活動であり、社会教育の活動と認識しております。

地区公民館をより活用し、活性化することは望ましいことと考えます。現状において、各地区の会長さんが管理している実態があり、各々の会長さんの意見も聴く必要があるかと考えます。地区会長の意見や地域の声を聴き、今後の対応に活かして行きたいと思えます。

地区公民館のキーマンや開放については、人材をどう確保するか、また地区公民館の管理をどうするか課題になるかと思えます。先にも述べましたが、私が地区会長をしていた時には、住民センターの鍵を副会長、婦人会・老人会等へ渡しておきました。また自宅の玄関に鍵を置いて、いつでも利用できるようにしておき、使用者はホワイトボードに記入するようにしておきました。住民センター内には各種の電気機器も備えており、管理上、鍵をする方法をとっております。地域の方からの不便の声はなかったと記憶しております。

現状は、各地区の自主管理の実態があり、各地区会長さんとの協議が必要になるかと思えます。

図書館の蔵書については、現在の施設での書庫では十分でないと思っております。先に、図書館の移転の問題も出てまいりましたが、現在は、他の施設建設との関係で保留となっております。地区公民館の活用との提案は、いくつかの課題が考えられます。図書の管理、管理人をどう確保するか、地区会長の意見を聴く等、今後検討して行きたいと思えます。以上です。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） もともと戦後、各地に公民館が設置されました。その中で非常に社会教育について大きな役割を果たしてきております。で、非常に公民館の役割として五点纏めてるのがあります。茅ヶ崎市で纏めたやつですが……。これはよく端的に表しております。

「公民館は住民の交流の場」、「公民館は住民による集団活動のよりどころ」、「公民館は住民のための学習の場」、「公

民館は住民による文化創造の広場」、「公民館は住民自治を進める原点」というふうに書かれております。

公民館の活用については、現在、小値賀町においては非常に不十分だというふうに考えております。中央公民館の方がいろんな活動をしております。公民館活動をしております。社会教育活動をしております。それで事足りるというふうに安心しているところがあるのではないかといいふうに思います。なぜ、各地区にそういう公民館を建てたのかということに立ち戻って考えるならば、最も今だからこそ、先ほどの『住民自治の原点だ』と、こういうふうに言っております。

地方分権の時代、住民自治が原点であります。我々が目指すところは、そういうところに向かおうとしてみるんです。

であれば、この地区公民館の活用は今だからこそ重要だというふうに考えます。その担うべき役割を、その社会教育の重要性や、それから教育全般を扱うところの教育委員会が主導をしなくて地区会長にお任せしてそれでいいのか？意見を聴くということですが、その意見の中で、そうした地区公民館の活用の仕方がほんとは出てくるのだろうか？待ってても出てこないと思うんですね。そういうことをお解りにならないと思うから……。

そういうのはやっぱりこの教育を主管するところの教育委員会がもう少し積極的に働きかけをする必要があるのではないのかというふうに思います。その点について考えを伺いたいと思えますが、その前に一点だけ。

この間、本町において、本年の初頭だったと思えますが、北松地区の公民館大会がございました。その中で、田平町の地区公民館の館長が事例を発表されました。中央公民館ではありません。地区公民館の館長です。もう退職されておじいさんでありましたけれども……。

彼が中心となつてですね、公民館毎日開いている。その中の中心課題は、自分の地区の周りの子どもたちが「不良だ」と言われたということに端を発してですね、如何にしてそういう子どもたちの教育についてですね、地域がどう関与していくかということを一所懸命考えて、地区でいろんな会合を開いたり、或いはそういう子どもたちと一緒に活動をするという、そういう事例を言われました。

地区の問題を取り上げて、その問題を地域で解決していこうじゃないかという姿勢がまさにこの地区公民館の役割だと思います。それは建物があるから出来ることではないんですね。寧ろ、ソフトの部分です。

ですから、そういうふうな働きかけは教育委員会がやらなければ誰がやるのかと私は思うんですね。「地区会長さん、お任せします。」と言っても、会長さんをご承知のように、大変仕事の多い方です。そこにまた尚一層のですね、お願いをす

ると、それは無理な話であります。そういうふうなものは別個にですね、こういうふうな管理者を作られて、もつと積極的
にこういうふうな格好でやったらどうかというようなことをね、もつと誘発するような、そういう教育委員会の働きかけが
あってもいいのではないかと思うんですが、そのことについてどう思いますか。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 田平の事例発表ということも含めてですね、小値賀町の今置かれている住民センター、地区公民館と
いうものの位置付けが最初かなと思っております。

と言うのは、多分これは幾つかの歴史があるかと思うんですが、これは『社会教育法』で言ってる公民館、若しくはそ
れの分室という位置付けでは小値賀はしてないようです。

ですから、これは今後ですね、そういうふうになるとすれば、現在が、これも制度的に規則があるわけでも確か無いと思
います。多分、今までの実績・実態等で各地区の会長さん方にお任せしているのが実情じゃないかと思えます。

ですから、そうなると今後、そういうところから原点に立ち返って私どもからすればですね、町長部局を含めて再度、こ
の地区住民センター、それから地区公民館の位置付け、そういうものからスタートしていかないと、これはそれぞれの今ま
での実績もございますので、そういうことであれば、私ども今後検討する材料になろうかと思えます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 公民館の建替え・修復等については、教育委員会の方から予算を出すようになっておりますね。そのこ
とから言ってもですね、そりゃあ実質上は公民館の方でいうところの公民館は、『中央公民館』のことを言ってることは私
も承知してゐるんです。

だけど、その公民館に準ずる形でですね、造っていることも事実です。そうでなければ、所管は教育委員会じゃないです
よ。その建替えの補助金については……。そりゃあ町長部局の方ですよ。しかし、教育委員会に属しているということ考
えれば、教育委員会の所管であるんです。公民館に準じた扱いをすべきです。と言うことになればね、「単なる集会の場だ
けではないのです。」ということをですね、もう少しアピールすべきではないでしょうか？

更に、そういうことによつてですよ、高齢者の方々が「自分たちが開いている時間をいくらでも公民館の管理に使つても
いいよ。」というような方々つていっぱい出てくるんじゃないでしょうか。寧ろ、その地区の会長さんが認めたときにしか

開いちゃいけないと思つてればですね、遠慮するんじゃないやありませんか。

そういう意味ではもう少し積極的ですね、そういう高齢者の方々の登用と言うか、そういうものをもう少し促していくような働きかけというのはすべきではないかと思うんですけどね……。そのつもりはありませんか？

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 最初の質問のところで、確かにですね、住民センター、公民館の改修等の予算措置がですね、私どもで確かに計上しているのは事実です。

で、私もこの件について、どういう経緯でこうなったかというところをですね、ちよつと確認したところ、「経緯が不明」ということで聞いております。

ですから、これもですね、町長部局ですべきなのか、それとも教育委員会ですべきなのかということのお互いの合意そのものも、はっきりしたものはなかったんじゃないのかなあというふうに今考えております。

ただ、これはどちらでしようともですね、これは地区にとつてみては結果は一緒でございますので、それについてはとかく言うつもりはございません。ただ、地区公民館、または地区住民センターの、そういう社会教育的な活動の方法というのはですね、これは我々も利用されることについて特に異論があるわけではございません。

ただ今、立石議員がおっしゃっているようなことは、今後、委員会の中で検討させていただければと思います。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 所管がどこであるか、どっちがやるべきかという、そういう杓子定規なことを聞いているのではなくて、寧ろ所管が総務課にあったとしても、名前が『地区公民館』とついているじゃないかと。だから、私たちがこの使い方についてはもっと積極的にやろうじゃないかという、それぐらいの意気込みは私は期待したい。「私たちの範囲ではないんです。本来向こうです。」という押し合いへし合いするような形ではなくて、寧ろ今の時代だから積極的にこれを使いましょうという姿勢が必要ではないでしょうか？私はそれを思います。

特にこの頃テレビなんかで出てますよね。おじいちゃん・おばあちゃんたちがですね、子どもたちが帰って来たら、一時間ぐらい開けといてですね、そして子どもたちがそこに来て勉強して帰ると。昔、先生だった人たちがそこで算数教えたり国語教えたりするというようなことも非常にやってるじゃないですか。で、最初のうちは大変だなあと思つてたけど、子ど

もたちに会えるんで、それをやるのが今度楽しみでしようがないというふうになっていったというような報道もなされておりました。私はこれは一石二鳥じゃないかと思うんです。

そういう意味においてはですね、教育の問題もさることながら、高齢者の方々のパワーをどう小値賀の地域づくりに生かしていくかと観点からも大変重要なポイントだと思うんです。

所管がどっちかというやり取りじゃなくて、そういう意味ではもつと使おうじゃないかという積極的な姿勢を私は期待したいと思うのですが、如何ですか。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 今後検討させていただきたいと思えます。

議長（近藤一輝） 立石 議員

十番（立石隆教） それから、図書の蔵書の問題で、管理の問題云々というようなことでございますけれども、毎日開けて、

そして誰も管理者がいらないという状況は確かに問題はあるかとは思いますが。

しかしですね、先ほど申したように、高齢者の方々がですね、そこに誰かがいるという状況になれば、私はそれほど問題は出ないのではないかと。そりや何冊か完璧にですね、全然借りたところが判らないというような状況があつて、回収出来ないということがあるかも知れません。仮に：：。それはある程度しようがないロスではないでしょうか。

そう考えればですね、私は今の蔵書の、倉庫が無いがどうかとですか、そう思ってるなら、今出来ることをやるためには、そういうことを使うことではないでしょうか。それを、お金をかけることで簡単に解決しようと考えてるんじゃないでしょうか。その他の、使わなくても今で出来ることがあるんなら、やるべきではないでしょうか。

その件については、どう考えますか。

議長（近藤一輝） 教 育 長

教育長（巖 充也） 図書の問題は、今言った地区の公民館を活用する方法も一つの方法だと思えます。

今、小中高一貫が今後取り組みに入ります。その中でも今検討をしていこうと考えております。

と言いますのは、当然、小中高の校舎の中に図書室が入ってきたり、その中で子どもの図書と町が管理している町の図書館との関係をどうしていくかと。極力重複しないとか、逆に町の図書館をもつと活用するとか、そういうことも含めて考え

ていく必要があるかと思っております。

これは当然、校長会・教頭会を通してそのようなことを提案して、学校の受入態勢も含めて考えていきたいと思っております。

議長（近藤一輝） これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	四十九分	—
—	再開	午後	三時	零分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

おはかりします。

日程第五、議案第六八号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について及び日程第六、議案第六九号は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、**日程第五、議案第六八号、日程第六、議案第六九号を一括議題とします。**

議案第六八号、議案第六九号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第六八号、議案第六九号についてご説明いたします。

本案は、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更をするものでございます。平成十八年一月一日に新「松浦市」が設置されることに伴い、松浦市、北松浦郡福島町及び鷹島町が長崎県市町村総合事務組合から脱退し、新「松浦市」として加入することになりました。

また、同日から南高来郡有明町が島原市へ編入されることに伴い、この町が長崎県市町村総合事務組合から脱退し、島原市が当組合へ加入いたします。

この配置分合に伴い、南高北部斎場が解散されることから当組合から脱退するものであります。さらに、平成十八年一月四日に西彼杵郡琴海町が長崎市へ編入されることに伴い、長崎県市町村総合事務組合から脱退するものであります。

よって、当組合を構成する地方公共団体の数の減少に伴い、当組合の規約を変更する必要があり、その協議につきまして、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を経なければなりませんので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第六八号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六八号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六八号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第六九号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第六九号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第六九号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第七、議案第七〇号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について及び日程第八、議案第七一号は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、日程第七、議案第七〇号、日程第八、議案七一号を一括議題とします。

議案第七〇号、議案七一号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第七〇号、議案七一号についてご説明いたします。

平成十八年一月一日に有明町が島原市へ編入合併され、また同日に福島町及び鷹島町が松浦市と合併されることにより、有明町、福島町、鷹島町が廃止されることに伴い、平成十七年十二月三十一日をもって、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する組合市町村からこれらの町を減ずるものであります。

また、平成十八年一月四日に琴海町が長崎市へ編入合併されることにより、琴海町が廃止されることに伴い、平成十八年一月三日をもって、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する組合市町村から琴海町を減ずるものであり、その協議につきましては、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要でありますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第七〇号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七〇号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七〇号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第七一号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七一号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七一号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第九、議案第七二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更について及び日程第十、議案第七三号は、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、日程第九、議案第七二号、日程第十、議案七三号を一括議題とします。

議案第七二号、議案七三号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第七二号、議案第七三号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてご説明いたします。

長崎県市町村土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、地方公共団体の出資により設立されております。

このたび、市町村の廃置分合に伴い、公社の設立団体である有明町が平成十八年一月一日に島原市と合併し、当該町については公社を脱退いたします。

また、同年一月一日に松浦市、福島町及び鷹島町が合併し松浦市として施行され、松浦市については引き続き公社に加入いたします。

さらに、琴海町が平成十八年一月四日に長崎市と合併し、当該町につきましても公社を脱退することから、公社の定款を変更するものでございます。

つきましては、定款の変更をするときには、公社定款第十六条第一項第一号及び公有地の拡大の推進に関する法律第十四条第二項の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経る必要がありますので、ご提案いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第七二号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七二号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。
これから、議案第七三号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七三号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七三号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七四号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更につ

いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第七四号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更についてご説明いたします。

平成十八年三月三十一日の佐世保市、宇久町及び小佐々町の合併に伴い、佐世保地域広域市町村圏組合を構成している地方公共団体の数が減少すること及び当該組合の規約を変更することについて、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を要するため、本案を提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七四号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更に
ついてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七四号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第七五号、佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第七五号、佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更についてご説明いたします。

皆様ご承知のとおり、宇久町が平成十八年三月三十一日をもって佐世保市と合併されることに伴い、佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置している地方公共団体の数が減少すること、並びに合併に伴い、佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会規約を変更することについて、地方自治法第二百五十二条の七第二項の規定に基づき、本案をご提案するものでございます。

それでは内容をご説明いたします。

題名が、「佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会規約」を、「佐世保市小値賀町介護認定審査会規約」に、第一条中「小値賀町及び宇久町」を、「及び小値賀町」に、以下、第二条から第八条までについても佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会から「宇久町」がはずれますので、そのための改正であります。

附則として、この規約は平成十八年三月三十一日から施行するとなっております。

なお、最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしております、棒線を引いているのが改正部分でございます。以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七五号、佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七五号、佐世保市小値賀町宇久町介護認定審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第七六号、小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第七六号、小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案についてご説明いたします。

地方自治法では、地方公共団体の多数の住民が利用し、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスを提供する施設を、「公の施設」として定義し、その設置、運営に必要な事項を定めております。

しかし、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないもの、利用に供する目的が直接住民の福祉を増進するものでないものは該当いたしません。

指定管理者制度は、平成十五年九月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理を、地方公共団体の出資法人、土地改良区などの公共団体や、生協、農協、自治会などの公共的団体に限って委託できるとした管理委託制度が廃止され、これらの団体に加え、幅広く民間事業者を含むものを指定する「指定管理者制度」が創設されました。

この改正により、公の施設は指定管理者制度又は直営で管理することになりました。
改正法施行時に管理委託制度をとっている施設にあつては、指定管理者制度を導入する場合、又は直営の場合も、平成十八年九月までに必要な手続を完了しなければなりません。

なお、新規の施設については、供用開始の時点から指定管理者制度か直営のどちらかで管理することになります。
指定管理者制度では、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は利用料金制度のほか行政処分該当する使用許可も行うことができます。

また、指定管理者となるものについても、特段の制約を設けず、民間業者も指定管理者になれるものとしております。
指定管理者は、「法人その他の団体」と法に定められていますので、個人を指定することはできませんが、団体であれば法人格は必ずしも必要ではありません。

公の施設の指定管理者制度の条例整備につきましては、指定管理者の手続等に関する共通事項を一本の条例にまとめた分離型の条例を制定し、他の個別事項は別々の条例により定める方法をとっております。

それでは、条例案の内容をご説明いたします。

第一条は、小値賀町公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関する条例の趣旨でございます。

第二条は、指定管理者を募集するための事項を定めております。

第三条は、指定管理者の指定の申請について定めております。

第四条は、指定管理者の候補者の選定について定めております。

第五条は、公募によらない指定管理者の候補者の選定等について定めております。

第六条は、指定管理者の指定について定めております。

第七条は、指定を受けた団体が協定を締結するための事項を定めたものです。

第八条は、公の施設の管理の適正化を期すために、指定管理者に対し、業務報告の聴取等について定めております。

第九条は、指定管理者の指定取消し等について定めております。

第十条は、事業報告書の作成義務と及び提出義務について定めております。

第十一条は、原状に回復する義務を定めております。

第十二条は、指定管理者がその管理する施設又は施設の設備等を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償することを定めております。

第十三条は、個人情報の取り扱いについての秘密保持義務等を定めております。

第十四条は、条例の実施のための必要事項を規則で定めるとしております。

附則は、条例の施行期日を定めております。

以上、条例案についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

加山 議員

一番（加山雅徳） 第二条ですね、一番目の、この「公の施設」が、小値賀町の場合、どの施設が当るのかお知らせ願います。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

公の施設といたしましては、たくさんございます。

しかしながら、小値賀町の今回の指定管理者で言う「公の施設」とは、高齢者生活福祉センターと地域福祉センター、そ

れに特別養護老人ホームでございます。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） この公の施設についてはですね、先ほど、提案理由の説明の中でですね、住民の福祉を増進する目的をもつ施設ということですね、他にも例えば、体育館等々あると思います。他に言えば、交流センター辺りもそれに該当するんじゃないかなあって私思うんですが……。公の施設うち、私もあっちこっち調べたんですが、小値賀町でどれが当るのかなあと思いますながら……。

今、総務課長の言うには、その三施設ぐらいという話があったんですが、それでこの条例自体、まあ規則か何かで謳うとしようが、そこら辺明確にしとった方がいいんじゃないですかね？

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

―	休憩	午後	三時	三十分	―
―	再開	午後	三時	三十一分	―

総務課長

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） お答えします。

今回の、この条例は、指定管理者を指定するための条例でございます、その後、どこを指定するかは次の段階で出てくると思います。

黒崎議員

議長（近藤一輝）

ほかに質疑はありませんか。

十一番（黒崎政美） 今回、この条例を設けていくと、管理者を指定するか、直営かということになりますね。直営なら問題はありませんけれども、他の団体に管理委託したということになりますと、どういう現象が起きるかとなれば、公的責任が後退するわけですね。つまり、どういうことかっち言われると、ちよつと私もまとめきらんとですけど、公設民営っぽいことになるわけですね。小値賀町で作った施設を、管理運営を民間の方に渡すと。任せるっちいうことですよ。

そうになると、公的責任が後退しますね。議会としてのチェック、これも減退していくと……。

ただ、今度の場合は、直営もまた認められとるし、その民間の会社等にやると。そうになると、今私が言ったように、議会のチェックも住民のチェックも遠のいてしまうと……。その辺はどうお考えなのかな？

そういうことになりますよね。今、特老なんか貸したつちやあ何もなか……。施設が老朽化すると修繕したり何だりつち。そういう施設が増えてくるわけですね……。そういうことになりませんか？

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

—	休憩	午後	三時	三十五分	—
—	再開	午後	三時	五十分	—

議長（近藤一輝）　再開します。

総務課長

総務課長（大黒泰三）　指定管理者の監督についてですけど、これは、「公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対しては経理の状況等に関し報告を求め、実地について調査し、又必要な指示を行うことができる。また、指定管理者が指示に従わないときは、指定管理者による管理を継続することが適当でない」と認められるときは、この指定等を取り消すことができる。」、そういうことを謳っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

七番（岩坪義光）　ちよつとお尋ねします。

指定管理者になった場合は、この業務の一部を委託しちゅうことはでけんとしてしょ？

それと、選定方法は今から選定委員会を作り考えていくとでしようけども、その選定委員の、今から煮詰めていくと思えますけども、どういうふうに考えておるのか、もしあれば……。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　指定管理者で受けた業務を、また第三者に一部として委託は出来ません。

それと、選定委員会ですけど、規則で定めます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

浦　議員

四番（浦　英明）　第六条ですね、指定管理者の指定ということで載っておりますけども、ここに「地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定による議会の議決があったとき」というふうになっておりますけども、これを読んでみますと、なかなかこういうふうな文言に行き当たらないわけなんですけども、二項の方にはあったわけなんですけども、ちなみに二項の方を読んでみますとですね、最後の方で「又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席

議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ。」ということ、第二項ではないのかと、こういうふう思うわけなんですけど、私の勘違いか判らないけど、それ一つお尋ねします。

それと、第九条ですね。指定の取消しなんですけども、さつき黒崎議員が言っていたのと少し関連があるかとは思いますが、この中に、議会の議決を必要とすると。第六条には指定管理者の指定を、議会の議決が必要だということ、書かれています。

それで、指定の取消しについては、この二項の、「第六条第二項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。」と、こういうことが載っておりますので、ここには議会の議決ということ、記載されておるということでこれ解していいわけですか。その二点についてお尋ねします。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） 第六条の議会の議決については、まず公の管理を行わせようとする公の施設の名称、二番目に指定管理者となる団体の名称、それから三番目に指定の期間ということ、これが議決事項になっております。

それから、九条の二項ですけど、「第六条二項の規定は準用する。」ということですけど、六条の二項は、告示をしなればならないということ、で解釈しております。

議長（近藤一輝） 浦 議員

四番（浦 英明） 二百四十四条の二の第六項の規定を私聞いたわけなんですけど、今の答弁がよく解らなかつたんですけど、もう一度答えていただけますか。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

二百四十四条の二の第六項は、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」、その議会の議決事項が、管理を行わせようとする公の施設の名称、二番目に指定管理者となる団体の名称、三つ目に指定の期間、これが議決事項でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） まず、加山議員から質問がありましたとおり、この条例の制定に基づいてですね、ここに三つの改正、

高齢者生活福祉センター、地域福祉センター、それに特別養護老人ホームの三つが改正されるつちいうことは指定の対象になつとると思うんですけども、将来この他にですね、指定するような、該当するようなものがあれば、それを教えてくだ
さい。

それとですね、この中に掲げてもいいというようなことでありますけれども、まず第一点は、透明性の確保の観点からですね、首長、議員等の兼職禁止ということで、工事請負なんかやってる人は普通の場合は出来ないわけですけど、見てみますと、地方公共団体と指定管理者は一般的な取引関係に立つものでないため、所謂請負では該当しないと。このため、法第九十二条の二、又は第四百二十二条に規定する兼職禁止には該当せず、法令上、長又は議員本人が経営する会社も指定管理者となることができるが、各地方公共団体ですね、判断により条例で長や議員又は親族が経営する会社を指定管理して選定しない旨の規定することは可能であるというようなことを書いておりますけれども、透明性の確保からですね、この点、そこまで検討されておるのかどうかと……。

それからですね、二点目は、適切な管理運営の課題。それと三点目は行政手続き、自治体とのコントロール、これは町長、教育委員会つちゆうことになりますけども、その辺の課題などがいろいろこれからやっていく上で出てくると思うんですよ。そういうところはですね、条例制定する上での中では必要な事項は条例で定めると、後で問題が起きてから定めるんじゃない、そういうふうな点についてですね、勉強と言いますか、よく検討されておるのか。ただ、見本により条例制定されたとすればですね、いろいろ問題点がありますので、そういうところについてですね、今日、この案を訂正しなさいとは言いませんけれども、今後そういうふうな点について十分検討していただきたいと思っております……。これ要望です。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 先ほどから申しておりますが、高齢者生活福祉センター、それから地域福祉センター、特別養護老人ホームのみをですね、今のところ考えております。

議長（近藤一輝） 町長、答弁もれがありますので……。

町長（山田憲道） 失礼しました。

町 長

そういう兼職とか何とかには該当しないと思っております。否定はしませんということですよ。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 他にですね、これ条例制定の中でですね、いろいろな私がさつき言うた二つ三つの適正な管理運営に関してこの条例だけではですね、規則が出ておりませんので、その中に規定されたものもあるかも判りませんが、そういうふうなことについて十分検討されたのかということをお尋ねしたわけです。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） この三つにつきましては、まだですね、ただ条例の方には一応出すということですが、この指定業者の指定はですね、また議会の方で決めることとございますので、一応そういうつもりではおります。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

―	休憩	午後	四時	二分	―
―	再開	午後	四時	三分	―

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） お答えします。

この条例についての検討ですけど、他のいろんな条例関係を見てうちの方で吟味しております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

三番（小辻隆治郎） なんかあやふやあやふやみたいな感じでよく解らんですけど…。

小辻議員

第二条の解釈ですけども、「町長等は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするとき」とありますけども、これは町長等が公の施設を特定して、そこに指定管理者を置こうという意味なんですか？

それとも、例えば、民間の方が見て、これは公の施設と、そこに指定管理者を置いてもらいたいという場合には、どうなるのか…。どうでしょうか？

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

―	休憩	午後	四時	五分	―
―	再開	午後	四時	十五分	―

議長（近藤一輝） 再開します。

総務課長（大黒泰三） お答えします。

総務課長

公の施設はですね、他にさまざまなあれがあるわけですけど、ここで言う「公の施設の管理を」ということは、ただ今の、特老、福祉センター、そういう所だけを名指して言っているわけじゃなくて、大きな形で公の施設をもし指定管理させる場合は、こういう形で募集しますよということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 先ほどの質問でまだ私納得しとらんわけですが、実は、総務課長の先ほどの答弁ですけど、要するに、公の施設をですね、募集する場合にどれどれというのは町長部局の方で決めるとでしようけど、ただ、実際平成十八年九月二日までに直営で管理するか、若しくはその指定管理者制度を導入するかということに流れるにはなると思っておりますね。そうしたら結局、今回のこの定例会でこれが可決された、で、例えばその間にあと二回ありますたいね。三月と六月の議会で例えばそういう選定委員会ですか、そういうとを設けて募集を募った、で、島外のそういう団体かNPOかそういう団体であれば誰でもできるわけでしょうから、募集はですね……。

そうしたら、結局あと二回、要するに三月か六月でそういう指定管理者にするか、直営で管理するかっちゅうのを、私は来年の九月二日までにどっちかを選択せねいかんというのが今回の、この指定管理者制度と思うわけですね。

だから、今までの議論の中で、条例だけしとけばあと随時できるんだっていうところが、ちょっとずれとるっちゅうか、私は九月二日までにどっちかを選択せねいかんと、そいで来年の九月二日以降、その後はそれで決まったらその通りでいかねいかんと……。

随時見直しっちゃうのはあるとですか？ そこちょっとお伺いします。

例えばですね、さっき言った若者交流センターとか、いろんなまだ民間に委託せれば経費削減される所がいっぱいあると思うってすよね。今、教育施設でも……。いろんな所でですね。

だから、そういう所はあくまでも公の施設っちゃうのはある程度ここで謳ととかんとしてですね、いかんとじゃないかなあと私は思うとですけど……。

私もはつきりそこら辺は判らんとですけど、それだけは事前に公の施設っちゃうのを決めとくと随時っちゃうのはいかんことなっとじゃないかなあと思うとですけど、そこら辺如何でしょう？

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

先ほどの提案理由の中でご説明いたしましたのが、今回の条例の作り方が共通部分はこの形でやって、他の部分についてはその設置条例を変えていくというような方法をとっております。

それで、次のときはまた出てきた場合は、設置条例の一部改正で指定管理者に合うような一部改正をしなければなりません。その後、今回、施設の管理の一部改正通った後に、早速、その選定委員会等が開かれ、それではつきりした時点で今度は三月の議会で今度はどこを指定するかという形が議会の議決でもらわれると思います。

その後、初めてその施設が指定管理者として正式に活動するということになります。以上です。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） この指定手続きに関する条例の後に、何か設置に関する条例とか何とかちゅうのは今ちよつと耳にしましたけど、どういうことですかね？

規則なら解るんですよ。この条例は、さつき加山議員さんが言われたようにですよ、この条例が来年の九月二日までに一応指定しなさいと。そしてそれによってあれしたところは今度設置条例ができるわけですから…。これはそうすると何月何日までで終わるわけですね、この条例は…。そしてまた新たに設置条例ができるんですか？

ちよつと私の勘違いかも知れませんが、そこところはよく（説明して下さい。）

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

あとに出てくる議案が三つあります。それが本来でしたらこれと一緒になった総合型があるんですけど、うちの場合はこれを分離しまして共通事項だけこの条例で通して、あとの施設については各々上がってきたときに出来るような条例の作り方をしておりますので…。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 訂正してお詫びいたします。（笑い声あり）

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

加山議員

一番（加山雅徳） 先ほどの答弁で総務課長が言われた、公の施設のですよ、どこどこちゅうのは、この条例で謳とかんでよかったですか？

私はそういう感じがしてならんとですけどね、公の施設ということですから、今言う、先々そしたら、この条例が可決された、それで募集かけるときに「これとこれ」と言うのでしょけど、ただ今ところこの三施設かしないと。そうしたら九月二日過ぎたらですよ、もう要するに、この指定管理者制度っちゅうのはもうどっちかに行くわけでしょうから、ずっと。。。でしょ？

だから、条例でここで載せとけば、それはあくまでも指定管理者制度っちゅうのはずうつと今言うごと、改正できるわけでしょうから、そこを一点ちよつとはつきりしときたかつてすよね。

違うとですかね？ 私が間違ごったら撤回しますけど。。。。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

この九月以降になったらですね、今の管理委託型てるの、そういうとがなくなって、新たに出てくる施設については新規で指定管理者にするか、直営でやるか、そういう状態になります。

で、この条例が、その施設が出来た場合は施設設置の管理の条例が出来ますので、それを指定管理者用に作っていただければいいことであって、この今出しております条例についてはどこをどう設定するということは謳う必要はないと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七六号、小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第七六号、小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第七七号、小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長（谷 良一） 議案第七七号、小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本案は、議案第七六号と同趣旨の指定管理者制度の導入によるものでございます。

議案第七六号で制定される条例制定分離型による指定管理者の手続き方法等に関する共通事項を受け、その他の個別事項について、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしておりますが、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

第一条中、昭和二十二年法律第六十七号の下に以下「法」というを加える。

第九条を第十六条とし、第七条と第八条を削り、第六条を第十五条とし、第五条を削り、第四条の次に、次の十条を加え

るものです。

第五条は、施設の管理を定めており、管理を指定管理者に行わせるというものであります。

第六条は、指定管理者が行う業務を定めております。

第七条は、利用料金を定めております。

第八条は、相談助言等を定めております。

第九条は、食事及び入浴を定め、食事は原則自炊、入浴は、隔日以上頻度で提供し、原則として個別の入浴介助は行わないということでございます。

第十条は、緊急時の対応を定めており、緊急時に対応できる職員体制の整備と、関係機関との連携に努めるということでございます。

第十一条は、夜間の管理体制を定めており、原則として職員を常駐させるということでございます。

第十二条は、保健衛生を定めております。

第十三条は、利用者の遵守事項を定めております。

第十四条は、損害賠償を定めております。

附則といたしまして、施行期日は平成十八年四月一日から施行するということでございます。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に改正前の小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の適用を受けている者については、なお従前の例によるということでございます。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 改正条項の中にですね、利用料金つちゅうのが上がっております。第七条ですね、「町長は、法第二百四十四条の二第八項の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。」ということは、そして

ここに「生活センターの居住部門の利用料は、別表のとおりとする。ただし、月の途中での・・・。」とありますけれど、別表はどういうふうな内容になってるんですか？

そこるところちよつとご説明願います。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） この利用料というのは、小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の中に、別表がありまして、居住部門の利用料ということで別表を付けておりまして、いろいろ問題になりました二十人入居者がいるのに四名か五名しか入居料を払ってないという、これがこの別表でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正して、こうして指定するようになったりしますが、今、住民課長が話したようなことでですね、収入がないものを指定管理者の応募者がいるのかどうか、ちゆうことも心配されますが、これは後の話でございますから、その点、どういうふうにお考えでしょうか？

経営が成り立つかどうかちゆうことです。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） この指定管理者制度というのはですね、今まで委託を受けていたのをですね、地方自治法が改正になって指定管理者制度に改めるということでございますので、何も変わらないということはあるまいだろうと思えますけど、ほとんど何も変わらないんですよ。

ただ、法のもとにですね、指定管理者制度をやるちゆうことでございますので、今までどおりですね、指定管理者には委託料も上げますしですね、ですから、何も変わらないんですよ。「何も」ちゆうたらちよつとおかしいですけど・・・。

ですから、全然、その指定管理者制度に関しては、私は応募はあるんじゃないかというふうに思っておりますけど。

ですから、今まで委託していたところを、指定管理者制度にただ変えるということだけです。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 解りましたけれども、そうすると、経理的にはですよ、今まで町が予算を組んでですね、委託費いろいろあれを出して、国から幾らもありましたけど、一般財源化ちゆうことで減ったとか何とかちゆう話も聞いとりますけ

ども、そうした場合には、この施設をですよ、指定管理者にやった場合に町としてのコストは何も無いっちゃうことですね、ただ支出しないだけであって、直接その指定管理者にいくと、お金は……。指定管理者の立場として考えた場合に働きになりますかね？ 運営できますかね。儲かるところはいいんでしようけど……。今のような状況の中ですよ。

その点がちよつと私も勉強不足か知りませんが……。ちよつとご説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） その前にこの利用料はですね、町が取るようになっております。それですね、今までとまったく言ったらおかしいですけど、変わらないやり方ですので、別に問題は無いと考えられます。

それですね、例えばですね、次の条例で出てくるんですけど、利用料を定める場合にですね、今回はこの範囲内で指定業者が決めるという条文もあるんですよ。まあ次の提案なんですけど……。

ですから、今まで決めてると同じ金額を定めておりますので、その業者の経営努力があれば、それより下げて利用料を定めることも出来るというような条文もありますので、今回の、高齢者生活福祉センターに関してはありませんが、そういうことでもありますので、少しそういうことで経営努力をしてもらえれば、住民に対してはそういう利用料が安くなるということはあると思います。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうするとですね、別表ですよ、別表がそのままであるとすればですよ、他の福祉センターの利用とかいろいろ、養寿園とかは大体経理の中身が判って大丈夫だろうと思うんですけど、受ける人はいると思うんですけど、この高齢者生活福祉センターの経営についてはですね、先ほど、四人か幾らかしか利用料を納める人がいないという場合に、他の方法で国とか県とか町とかが助成していくのか、運営費を……。

そのところを私は心配してるんですが、私の何かちよつと頭が変になつとかなあと思うんですけど……。

この施設だけについてちよつと心配をするもんですからね。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 今までのやり方がですね、高齢者生活福祉センターに関わる分は社協から計算してもらってますね、足りる分を委託料で上げておりますので、委託料を出しておりますので、まったく……。

どこが指定管理者になるか判りませんが……。だから、今までどおり委託料があるということなんですけど……。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） そうするとですね、住民課長。私は指定管理者を指定とするとですね、その方が何もかもその運営についてですね、料金を取ってやりくりしてやって、町としては指定したんだから、そういうふうな委託料とかなんとかはですね、助成するようなことはないんだらうっちゅう頭があったんですよ。ですから、ちよつと話したわけですが……。

そうすると、メリットっちゅうのはあまり無いわけですね、町が出すっちゅうことになる、ただ指定したっちゅうことだけですね、そういうことですか？ もう確認です。終わります、これで……。 （笑い声あり）

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 国はいろいろメリットがあるということで、こういう指定管理者制度をしたと思うんですが、私個人で思うには、今までと何ら変わらないということで私は判断しております。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番（松永勇治） 行政の中でですね、たまたま国、地方の行政コストが下がるようにということで出来たこの指定管理者制度がですね、「何ら今までと変わりません」ということであれば、ちよつと私はおかしな考えじゃないかなと思います、もう一回答弁をお願いしまして終わります。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 「まったく」って言ったのでちよつと反論されたんじゃないかと思うんですけど……。

やはり民間事業者ですね、ノウハウを活用することで経費の縮減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供が期待できるというふうになっておりまして、そういうことだろうと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七七号、小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七七号、小値賀町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第七八号、小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(谷 良一) 議案第七八号、小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本案は、議案第七七号と同趣旨の指定管理者制度の導入によるものでございます。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしておりまして、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

この条例中、町長を指定管理者に、使用料を利用料に改める。

第一条中、昭和二十二年法律第六十七号の下に、以下「法」というを加える。

第十四条を第十七条とし、第十三条を削り、第十二条を第十六条とし、第四条から第十一条までを四条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の四条を加えるものです。

第四条は、施設の管理を定めており、管理を指定管理者に行わせるというものであります。

第五条は、指定管理者が行う業務を定めております。

第六条は、休館日を定めております。

第七条は、利用時間を定めております。

第十一条は、利用料金を定め、利用料金を指定管理者の収入として収受させ、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとするというものであります。

第十三条中、第五条第一項を、第九条第一項に改める。

附則といたしまして、施行期日は平成十八年四月一日から施行することとさせていただきます。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に改正前の小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第五条の許可を受けている者は、この条例の施行の際に改正後の条例第九条の規定の許可を受けたものとみなす。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 七条です。利用時間の件ですけど、「浴場の利用時間は、午前十時から午後四時までとする。」と、もう三項では、「二項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と・・・。」と書いとるですね、この二項の、これをなぜこういうふうなことを設けなければならなかったのか、その説明をお願いします。

現在でも五時ぐらまでは要ると思うんですよ。それで部外者の方も百円もって風呂を入りに行ったりしよるわけですから、なぜ四時までと決めたのか。決めたとなら、なぜ三項ですぐこういうことになったのか説明をお願いします。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） これは不測の事態を考えておりまして、例えば、災害の場合に避難場所となっている、こういうことと対応するというところでございます。

議長（近藤一輝） 黒崎議員

十一番（黒崎政美） ということは、今までやっていることから後退するわけですね…。

今現在は、五時までやったり、ちよつと遅れた人は五時以降までやっているわけなんですよ。だから、それを、「四時だ」というのが解らないわけです。なぜなったのかと…。

今の、「災害を想定して」つち言われたって解りません。他に理由があるはずなんですけどね。よく解りませんが…。

議長（近藤一輝） 住民課長

住民課長（谷 良一） 現在は「五時まで」ということでございますが、今回、この小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案が通りましてから、一応公募をする予定でございます。

それによりまして、この風呂の場合は、「午前十時から午後四時まで」でお願いいたしますということでございます。現在五時までやっているそうなんです。そういうことで今回、この指定管理者制度に応募する業者の方は「十時から四時まで」でお願いしたいということでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七八号、小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七八号、小値賀町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第八八号、小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長

住民課長(谷 良一) 議案第八八号、小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本案は、議案第七八号と同趣旨の指定管理者制度の導入によるものでございます。

それでは、改正案の内容についてご説明いたします。

最後に条例の『新旧対照表』を添付いたしておりまして、棒線を引いているのが改正部分でございますので、参考にしていただきたいと思います。

第七条を第十三条とし、第四条から第六条までを削り、第三条の次に次の九条を加えるものです。

第四条は、サービスの提供を定めており、介護保険法に規定する介護福祉施設サービス及び短期入所生活介護を提供するというものであります。

第五条は、入所定員で、ショートステイと合わせた定員について定めたものであります。

第六条は、施設の管理を定めており、管理を指定管理者に行わせるというものであります。

第七条は、指定管理者が行う業務を定めております。

第八条は、開所日を定めております。

第九条は、利用の許可を定めております。

第十条は、利用の制限を定めております。

第十一条は、利用料金を定めております。

第十二条は、利用料金の減免を定めております。

附則といたしまして、施行期日は平成十八年四月一日から施行するということでございます。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に改正前の小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の適用を受けている者については、なお従前の例による。

以上で、提案の理由説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八八号、小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第八八号、小値賀町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第七九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(中村敏章) 議案第七九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてご説明申し上げます。

小値賀漁港の漁港施設用地として、県営事業で公有水面埋立てを行い完成し、竣工認可を受けましたので、地方自治法第九条の五第一項、並びに第二百六十条第一項の規定により、提案するものであります。

黒島地区の埋立てでございますが、赤マーカで囲った現地の航空写真を添付いたしておりますので、ご覧いただければと存じます。

漁港施設用地の内訳を申し上げますと、製氷冷凍施設用地九百三十四・三四平方メートル、道路敷六千三百九十三・九八平方メートル、岸壁敷一千四百五十五平方メートル、護岸敷三百二十四・三一平方メートル、物揚場敷二千五百三十・〇九平方メートル、船揚場敷二千三百五十八・八七平方メートル、水産加工用地三千百五十・六四平方メートル、漁具干場用地三千八百二十八・二四平方メートル、野積場用地三千三百三十四・四三平方メートル、合計二万六千七百八十・七四平方メートルがあらたに生じた土地であり、この土地を、黒島郷字井手之畑及び庭之畑にそれぞれ編入して区域の変更をしようとするものでございます。

以上、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七九号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前十時より開議します。

― 午後 四時 五十四分 散会 ―